

新型コロナウイルス等感染症対策特別委員会会議録

令和2年5月18日

場 所 第3委員会室

令和2年5月18日（月曜日）

午前10時0分開会

会議に付した案件

○概要説明

福祉保健部

1. 新型コロナウイルス感染症に関する本県の対応状況等について
2. 新型コロナウイルス感染症に関する第1次基本的対処方針（保健分野）について
3. 宮崎県の対応方針（改訂）について

教育委員会

1. 県立学校における新型コロナウイルス感染症対策の対応について

総合政策部

1. 新型コロナウイルス感染症の本県経済への影響について
2. 新型コロナウイルス感染症経済対応方針（骨子）について

○協議事項

1. 委員会の調査事項について
2. 調査活動方針・計画について
3. 県内調査について
4. 次回委員会について
5. その他

出席委員（11人）

委員	長	山下	寿
副委員	長	外山	衛
委員		坂口	博美
委員		野崎	幸士
委員		内田	理佐
委員		日高	利夫
委員		太田	清海

委員		岩切	達哉
委員		坂本	康郎
委員		前屋敷	恵美
委員		井上	紀代子

欠席委員（1人）

委員		蓬原	正三
----	--	----	----

委員外議員（4人）

議員		徳重	忠夫
議員		丸山	裕次郎
議員		西村	賢
議員		右松	隆央

説明のため出席した者

福祉保健部

福祉保健部長	渡辺	善敬
福祉保健部次長（福祉担当）	小川	雅彦
福祉保健部次長（保健・医療担当）	和田	陽市
福祉保健課長	山下	栄次
医療薬務課長	小牧	直裕
薬務対策室長	林	隆一朗
障がい福祉課長	重盛	俊郎
部参事兼衛生管理課長	木添	和博
健康増進課長	川越	正敏
感染症対策室長	有村	公輔

病院局

病院局次長兼経営管理課長	久保	昌広
--------------	----	----

教育委員会

教育政策課長	川北	正文
高校教育課長	押方	修
義務教育課長	吉田	英明
特別支援教育課長	松田	律子

総合政策部

総合政策部次長
（政策推進担当）

重黒木 清

環境森林部

山村・木材振興課長

有山 隆史

みやざきスギ
活用推進室長

福田 芳光

商工観光労働部

商工政策課長

山下 弘

経営金融支援室長

長倉 佐知子

雇用労働政策課長

兒玉 洋一

観光推進課長

高橋 智彦

オールみやざき
営業課長

平山 文春

農政水産部

農政企画課長

殿所 大明

農業連携推進課長

愛甲 一郎

みやざきブランド
推進室長

松田 義信

農業経営支援課長

東 洋一郎

農業担い手対策室長

戸高 久吉

農産園芸課長

柳田 敬

水産政策課長

福井 真吾

漁村振興課長

坂本 龍一

畜産振興課長

河野 明彦

県土整備部

部 参 事 兼
管 理 課 長

斎藤 孝二

事務局職員出席者

政策調査課主幹

千知岩 義広

政策調査課主任主事

佐藤 晋一郎

○山下委員長 それでは、ただいまから新型コロナウイルス等感染症対策特別委員会を開会いたします。

まず、委員席の決定についてであります。

本日は、感染症対策として通常とは異なる機の配置としておりますが、委員の皆様方の御着席順としては、ただいま御着席のとおりと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、本日の委員会の日程についてであります。

お手元に配付の日程案を御覧ください。

4の概要説明として、福祉保健部をはじめ、御覧の執行部に出席いただきます。

委員会設置後、初の委員会でありますので、委員会の設置目的に関する事項全般にわたって説明をいただくこととしております。

なお、本日は執行部の出席者が多く、感染拡大防止の観点からも2班に分け、1班として福祉保健部、病院局、教育委員会、2班として総合政策部、環境森林部、商工観光労働部、農政水産部、県土整備部に出席いただき、概要説明・質疑を行うことを考えております。

なお、2班は、1班が終了後、呼び込みを行いますので、再開までしばらくお待ちいただきたいと存じます。

2班の執行部への質疑の後に、5の協議事項として委員会の調査事項、調査活動方針・計画などについて御協議をいただきたいと思います。

このように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、そのように決定いたします。

では、執行部入室のため暫時休憩いたします。

午前10時2分休憩

午前10時4分再開

○山下委員長 委員会を再開します。

福祉保健部、病院局、教育委員会においていただきました。

初めに、一言御挨拶申し上げます。

私は、この特別委員会の委員長に選任された児湯郡選出の山下寿です。どうぞよろしく願いいたします。

私ども12名が、さきの臨時県議会で委員として選任されました。今後1年間、調査活動を実施していくことになりました。

当委員会の担う課題の解決に向け努力してまいりたいと思いますので、御協力をよろしくお願いいたします。

次に、委員を紹介いたします。

最初に、私の隣が、日南市選出の外山衛副委員長です。

続きまして、皆様方から見て左側から、児湯郡選出の坂口博美委員です。

宮崎市選出の野崎幸士委員です。

延岡市選出の内田理佐委員です。

東諸県郡選出の日高利夫委員です。

続きまして、皆様方から見て右側から、延岡市選出の太田清海委員です。

宮崎市選出の岩切達哉委員です。

宮崎市選出の坂本康郎委員です。

宮崎市選出の前屋敷恵美委員です。

宮崎市選出の井上紀代子委員です。

なお、北諸県郡選出の蓬原委員は、遅れて出席されますので、よろしく願いいたします。

以上で、委員の紹介を終わります。

執行部の皆さんの紹介につきましては、お手元に配付の配席表に代えさせていただきますと存じます。

それでは、概要説明をお願いいたします。

○渡辺福祉保健部長 おはようございます。福祉保健部長の渡辺でございます。本日はこのような機会をいただきまして、感謝を申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症対策につきましては、ここにいらっしゃる議員の方々をはじめ、様々な課題ですとか現場の実情、また医療資材に関する情報、そして貴重な御提言など、多方面にわたりまして本当に丁寧な御指導をいただいておりますことに、心から感謝を申し上げます。

そうした御指摘があって、我々のほうもいろいろな取組が具体的なものになっておりますし、また予算面でも本当に力強い後押しをいただきまして、そういったことのおかげで、何とか今持ちこたえているといえますか、全体としては県民の健康ですとか、命を守れている状況にあるのかなと思っておりまして、今後も一層そういった取組を、教育や経済関係も含めて連携して進めさせていただきたいと思っております。

座って、委員会資料で御説明をさせていただきます。

まず、対応状況について、少し振り返りの部分もあるかもしれませんが、リクエストもいただいたと伺いましたので、この1ページからの県の主な対応について、国の動きと連動させながら、お伝えをさせていただきたいと思います。

まずは、県、2月3日に対策本部を設置しまして、比較的早期から警戒なり準備を進めていたところであります。

ただ、いろいろ御迷惑、至らない点多々あるのは心苦しいのですが、この業務についてはかなりいろいろと急展開をしたりとか、未曾有という言葉が使われておりますが、前例がない展開が本当に多くて、県民の皆様に対しまして

も、また議会の皆様に対しても、心苦しく思っております。

そうした一つの例が、この2月28日に総理による全国一斉臨時休業要請とか、こういったものにも速やかに対応しておりますが、学校関係者にとっては急なことだったかとは思いますが。

また、その次に、3月3日、少しでも県民への事前の方針提供ということで県対策本部会議を開いて、発生した場合の方針について事前にお伝えをしました。

すると、翌日に1例目が発生したということで、ここからいよいよ対策が本格化してきたわけでありまして。

1枚おめくりいただきまして、2ページの13日と書いてあるところ、こちらについては「みんなで宮崎を元気にする行動プラン」ということで、応援消費というキーワードなどで見られるように、こういった経済環境も意識しながら取組を進めてきたところでありまして、その他大きなところとしましては、27日と書いてあるところに、特に生活が困窮されている方向けに生活福祉資金貸付金というのがございます。こちらについては、専決処分で予算を進めさせていただきまして、必要な方に、今、交付、貸し付け等を行っているところであります。

最後の4月2日、今度はやはり人の移動の時期に感染拡大が懸念されるということで、4月を感染拡大防止強化月間と位置づけまして、各種の呼びかけや対策の強化を行ってまいりました。

これと軌を一にして、その後の1週間、陽性例が立て続けに出まして、3ページに移らせていただきますが、動きが出てきたところであります。

医療関係では、協議会という専門家による諮問機関のような位置づけのものを特別に立ち上

げて、いろいろな御助言をいただいたり、まずは第一弾の布陣として、4月8日ではありますが、実務的な入院調整を行う調整本部の設置ですとか、入院病床の追加25床、あと軽症者の宿泊施設については50床を確保するなど、一步一步進めておりました。

11日には、国のほうが接待を伴う、当時は国のほうは接客という言葉を使っていたので、我々も接客という言葉を使っていたんですが、こうした業界への外出自粛を全国的に規制していく必要があるという警戒感の下、国の方針に沿って県でも連動して行わざるを得なかったという背景がございます。

続きまして、4ページであります。そうした動きがどんどん加速をしていきまして、今度は緊急事態宣言が国で一定の地域で発するのみならず、全国に適用されるというのが16日にありまして、これを受けて17日に、県でもそれを受けて対策を一層強化しました。さらには、隣県の動きですとか、ゴールデンウィークを見据えて、本県でも休業要請を、経済活動にできる限り支障がないようにと、私権の制限にもつながるような要請でもありますので、思案を重ねた結果、こういう遊技施設や遊興施設に絞って本県では行うということでやらせていただきました。

4月30日ではありますが、今度は補正予算の議決をいただきまして、検査体制の強化、また病床、宿泊施設の確保、医療資機材の確保に向けた後押しをいただいたところであります。改めて、ありがとうございます。

また、今度は国のほうが緊急事態宣言を一部延長し、また一部解除するという動きが先週まで出てきておりますので、それに連動して、警戒は維持しながら、強い警戒態勢というのほう

ちの県独自の取組であります。休業要請と一緒にではなく違う形で、ガイドラインを守っていただくという形での警戒は維持しながら営業はやっていただくという仕組みを開始したりしたところでもあります。また、先週金曜日には専決予算をとらせていただきまして、至急ということで御理解をいただいて、ありがたいと思っておりますが、新しい生活様式の普及ですとか、特に影響の大きい飲食店への支援、また後ほど説明があると思います教育関係、こういったものへの措置をこれから進めていきたいという形になったところでもあります。

本当に簡単で恐縮ですが、こういった経緯の中、最新の状況を5ページに移らせて説明させていただきますと、感染状況等については、検査件数はやはり4月の陽性例が多かったとき直後辺りが非常に多かったです。1日数十件という日が多かったんですが、少し現在は件数が減っております。

背景を聞きましたところ、やはり風邪の症状自体が少し暖かくなって減っていると、だから症状が出ている人が総体的に減っているというのもあるようです。

続きまして、6ページであります。感染者の状況ということで、最新の情報を、1枚追加でお配りさせていただいたほうで御説明しております。日付が最新のものは更新が必要でしたので追加でお配りをさせていただきましたが、検査件数についても最新のもの、そして入院者の状況等についても最新のものがありまして、こちらでは、今3名の方を除いては皆様退院されているということで、死者が本県については出ていないということは、本当に大きいことかなというふうに思っております。改めて、医療関係者の御尽力に感謝をしているところです。

続きまして、7ページ以降に進ませていただきたいんですけども、ここについては、ポイントを絞ってお伝えをさせていただきます。

この7ページの基本的対処方針を示しましたのは、こういった感染拡大防止対策ですとか医療提供体制の確保については、いろんな関係者がいろんな負担を分かち合わないといけないということで、共通認識や共通の役割分担を広めるために策定したものでありまして、ポイントとしましては、入院病床や宿泊施設の確保について目標値を掲げて、ブロック単位等、医療圏単位等で頑張っけて受け入れていくんですけども、広域的なバックアップもしっかりやっていくということです。

また、8ページの下の方にあります(2)の医師・看護師、その他職員等の確保の一番最後の段落のところではありますが、一番大事なことは、限られた医療資源を総合的に融通・活用して、平時医療と同感染症対策の両者について各病院が的確な役割分担の下、必要な医療を提供できるように努めるということで、今後もし第2波が来た場合についても、こういったことを具体的に進めていくことは大事だと思っております。

そうしたものを図式化したものが10ページと11ページの表になっておりまして、現在は、その専門家で構成される協議会からフェーズ1、移行期だということでやってきております。宿泊施設も必要に応じて投入をしますし、平時診療についても一部抑制する形でやっておりますが、また今後の状況によってはフェーズ2も見据えた対応が必要になりますし、準備としましては、このまん延期を見据えた取組をしっかりと今進めているところであります。

11ページが、患者の症状に応じて、どの地域

にいらしてもきちんと必要な医療や宿泊施設による療養が受けられるように役割分担をしているほか、検査体制についても、宮崎市が増やしたということもあって120件まで少し増えましたけれども、このほか、衛生環境研究所での増やその他民間検査も取り入れることで96件の倍増を図りたいと思っております。

そうした検査体制についての説明が、12ページであります。

最後に、直近の動きとしまして、国が5月14日に緊急事態宣言を一部といたしますか、多くの県で解除をいたしました。それを受けましての県の対応方針の改訂であります。一番大事なポイントでありますのが、13ページからですけれども、基本的な考え方で書かせていただいておりますとおりに、感染リスクはゼロにならないことを前提に、コロナと共に生きていくと、今、世の中でウイズコロナという言い方もされておりますけれども、そういったまず認識を変える必要があるのではないかとということであります。感染拡大の防止と社会経済活動の維持・再生の両立を目指すと、こういう考え方の下に、1例でも出たら非常に強い規制といたしますか自粛をするというよりも、きちんと感染対策をした上で、状況に応じた警戒は維持しながらも柔軟な自粛等の運用によって、この両立を果たしていきたいというのが大きな考え方であります。

そのためにも、これまでも県内を7ブロックに分けて柔軟に対応しておりました。宮崎市で発生したからといって県北まで全部施設を閉じるとか、それはちょっとやり過ぎだということで、きめ細かく対応してきましたが、こういった取組を一層具体的に進めていく必要があるほか、13ページの下の方で、文字が小さくて恐縮ですけれども、各7医療圏域ごとの感染者の

状況がどうかということのみならず、全ての場合においてAからC共通、新しい生活様式等と書いてありまして、また後ほど見ていただきたいんですが、今回の資料の16ページにもありますとおり、当然これからの暮らしではやっていただきたい標準装備をやっていくことが、全体として感染リスクを下げることになるんだということを普及していくことが大事だと思っております。

また、特筆事項として、この13ページの下の方で、先ほど両立と申し上げましたが、(B)、新規感染者が限定的な地域で、下線が書いてあります、屋内で50人以上のものは控えるなど、規模縮小を含むと。これは、あえて50人以上と書きましたのは、これはもともと国の専門家会議でこういうような基準は書かれていたんですけれども、こういうように書くと50人以内だったらいいか悪いのかと、逆に変な基準になるんじゃないかというような中で議論があったんですが、どうも、今やはり県内で自粛モードがかなり強いと。だからこそ、例えば20人であっても、1人その圏域で発生すれば、もう軒並みいろんな行事が開催されないというのは、やはり両立の観点からどうなのかということで、あえて人数を示すことで、これは50人が絶対ではないです。感染対策や屋外・屋内など、状況によって全然違うんですけれども、こういう基準を一応示すことで、1人でも出たら全部活動がストップしてしまうという認識ではなくて、何とか共に生きていくということをこれから浸透させていくことが大事なのかなと思っております。

その意味でも、最後14ページでありますけれども、特に注意が要る施設として遊興・遊技を指定して休業要請まで行いましたが、休業要請

という手段ではなくて、ガイドラインや独自の注意喚起、その実践という手段で感染対策を徹底して営業と両立していくということ——宮崎県独自の取組であります——こういったことを通じて何とか両立をしていきたいと思ひますし、もし発生しましたら、それは迅速に必要な範囲できちんと営業自粛をしていただいて封じ込めを図ると、そのバランスを取っていきたいと思っております。

最後に15ページであります、特に関心の高い2点について御説明させていただきますと、1点目は県外との往来であります。

これも、いろんな検討がありまして、本県の場合は隣県は比較的感染が落ち着いているので、県外の移動まで自粛しなくてもいいんじゃないかという議論と、そうはいっても、やはり福岡はぎりぎり解除されたという認識が正しいんじゃないかとか、まだ東京、大阪は特定警戒都道府県ということで、ゴールデンウィークの5月6日から経過観察をする2週間、14日を足したそのぐらいの期間まではやはり簡単には判断できないだろうということで、九州各県と今足並みをそろえて、20日ぐらいまでは県境を越える移動は自粛しようということで統一でやっております。

ただ、それを受けて、21日に、また今後国も方針を変えるかもしれませんし、22日には九州地方知事会もありますので、そういったタイミングでの21日から22日頃に、県のほうとしてもこれをどういうふうにするか柔軟に考えたいと思ひます。

もう1点、繁華街の接待を伴う飲食店につきましても、これもいろんな御指摘があつて、これも国の5月14日の方針から落ちたので、この表上も我々は落としております。ただ、国に聞

きましたら、いやいや、接待を伴う飲食店に行つていいと国は言っているわけではないと。何ですかと、何で資料から落としたんですかというふうに聞きましたら、あくまで我々としては3密は避けてくれという一般論の規制は変わっていないと。どうしても接待を伴う飲食店については3密が起りやすい場なので、引き続きその自粛は求めたいんだと。ただ、例示として、具体例として書いていないだけだという説明がありましたので、非常に悩ましいんですけれども、そういうことも踏まえて県としては、接待を伴う飲食店についても3密を避けられる場合、具体的には、お客さんの横について密着した形で接しないとか、歌を歌わないとか、唾が飛んで感染のリスクが高まることはしない、そういったガイドラインに沿ったものであれば3密を避けられるので、一律の自粛はせずに、あとはお店で対策を徹底しているものについては自粛は求めないという整理にさせていただいたところあります。

少し長くなりましたが、福祉保健部からは以上です。

○川北教育政策課長 特別委員会資料、17ページでございます。

県立学校における新型コロナウイルス感染症対策の対応について御説明いたします。

まず、今までの対応の経緯につきまして記してありますのがこの一覧表でございます。今までに教育委員会が県立学校に対しまして通知した文書ごとにまとめたものでございます。

左から2列目に文書の発送期日、そして3列目、上の欄には通知の概要、そして下の欄には対応内容を記載しております。

まず、①にございます、総理の全国一斉臨時休業の要請を受けまして3月2日から始まりま

した県立学校の臨時休業等の対応でございますけれども、④にございますとおり、今年度に入りまして4月1日から教育活動を再開したところでございます。

しかしながら、⑥にあります政府の緊急事態宣言の対象地域の全国拡大、そして⑦にございますが、緊急事態宣言の延長ということを受けてまして、現在、⑧にございます、5月25日の学校再開に向けました段階的な取組、これを各学校でさらに進めているという状況にございます。

続きまして、⑧の通知文につきまして御説明いたします。18ページでございます。

政府の対象地域解除を受けてという形でございますが、1、対応についての四角囲みでございますが、5月25日から再開に向けた、段階的な取組をさらに進めるということでございます。具体的には、宮崎県立学校における新しい生活様式の実践に向けた取組、そして取組の準備ができた学校につきましては、5月20日より全学年を対象とした連日の登校日の設定、そして部活動の一部再開を認めるということにしております。

次の19ページでございます。こちらが、宮崎県立学校における新しい生活様式ということでございます。

概要につきましては、国が示しました新しい生活様式を参考にしまして、県の教育委員会におきまして、学校において実践しやすいように作成をしたというものでございます。

各学校には、5月25日からの学校再開に向けまして、感染防止、感染拡大防止策としまして、実践が徹底できるよう準備を依頼をしているということでございます。

なお、市町村教育委員会に対しましては、参考として本通知を送付しているということござ

います。

説明は、以上でございます。

○山下委員長 執行部の説明が終わりました。

御意見、御質疑がありましたら、発言をお願いいたします。

○岩切委員 御質問させていただきます。

3か月ほどの一つの大きな山、特に今日配られましたPCR検査数の棒グラフが一つの山を越えたような形で示されております。この3か月間で様々な体験をされてきた執行部だと思います。本当にたくさんの任務を果たされてきたことに敬意を表したいと思います。この3か月間の中で得た教訓を、これからのウイズコロナという時代の中で生かしていかないといけないと思うんですけれども、そういった立場で何件か伺います。

1つは、保健所の相談体制、1万6,900件、1万7,000件近い数字を対応されたと思うんですけれども、新聞等で見るとは、保健所のスタッフの大変な過酷な労働実態というような話がありました。宮崎においてはどのような状況だったか、そしてこれから検査の判断が変わっていく中でどのように変化していくのか、その点からまずお聞かせいただきたいと思います。

○川越健康増進課長 健康増進課でございます。

まず、保健所の業務につきましては、特にこの新型コロナウイルス感染症の発生以来、まず、もちろん感染者が出た場合にはその方のいろんな行動歴を調査したり、あるいは濃厚接触者を調査したり、そういった業務がございますし、あと実際の検査の場合には、例えば検体を取りに行つて、それを衛生環境研究所に運んだりという業務がございますし、また一般のいろんな相談が各保健所にきております。

そういったことを考えまして、まず相談につ

きましては、今回、4月の補正予算で認めていただきました民間への業務委託というのを5月20日から開始するというようにしてございまして、まずは相談につきましては一元的に民間への委託ということで保健所の業務の負担の軽減を図っているところであります。

また、検体の搬送につきましても、保健所だけでなく、それぞれの地域の行政機関、県職員が今交代で業務を行っていただいております、その面での業務負担の軽減を図っているところでございます。

あと、本来保健所が持っている業務につきまして、国からも、例えば衛生部門も含めた保健所全体での取組、あるいは、通常いろいろな法律上の期限が来るもの、更新が必要なもの、そういった業務についても国の制度の見直しの中で、一部を延長して、有効期間の延長をしたりといったことで保健所業務の軽減を図るといった取組が進められております。

感染者の発生の有無の状況で、多少、保健所の業務の繁忙さも違ってくとは思っておりますけれども、今そういった形で、民間ができるものは民間へ、あるいは行政機関で分担できるものは分担してということで、保健所業務、特に保健師さんの業務の負担軽減といったものを進めているところでございます。

○岩切委員 感染者が発生した場合の濃厚接触者の確認や行動の追跡という業務を保健師さんが中心にやられたと思うんですけれども、これは今の話ですと委託の対象ではないと思うんですが、これから先も発生した場合には保健所の任務ということで理解してよろしいですか。

○川越健康増進課長 委員がおっしゃるとおり、今回委託した一番の大きな理由は、やはり保健師さんが本来が持っている専門性を生かしたよ

うな業務により集中できるといった体制を取ろうというところがございますので、そういった感染者の行動調査だとかあるいは濃厚接触者の調査、そういったものにつきましては保健師が引き続き担うというふうに考えております。

○岩切委員 PCR検査については衛生環境研究所が担ってきておりますけれども、今後、宮崎市保健所も担うようになると。また、報道によると検査手法もPCR検査だけではない手法に変えていきたいという流れがあります。

そういった中で、衛生環境研究所の体制は、この間、本当に大変だったと思うんですけれども、一山越えて何とか落ち着いていくものというふうに理解してよろしいでしょうか。

○有村感染症対策室長 PCR検査につきましては、96件から倍増を目指すというふうにしてございまして、その倍増を目指して現在120件という数字が衛生環境研究所と宮崎市保健所で行政検査ができるようになっております。

また、さらに衛生環境研究所の中で人の応援とかそういったもので工夫もできるということで考えているところでございます。

さらに、委員がおっしゃるように、抗原検査というのが国で認められてきておりますので、そういったものを医療機関等々が利用できるようなシステムも構築されつつございます。PCR検査、抗原検査、そういった検査も今後は利用しながら、検査の件数が伸びていくものではないかと思っております。

現在は、先ほどの部長の説明にありますように、1日の検査数は最大では五、六十件でございましたけれども、今は10件程度といったようなことでございます。ただし、クラスターとか発生しますと、またどのような件数になるかわかりませんので、それに対応できるように準備

しているところがございます。

○岩切委員 保健所も衛生環境研究所も、発生して、相当に混乱もあり、そして乗り越えてきたというふうに思います。そういった中で、この3か月間の経験がこれからの体制の中では必ず生かされる。そして、必要な補強、対応等はなされていくという理解でよろしいでしょうか。

○川越健康増進課長 委員がおっしゃいますとおり、我々も含めて、保健所も含めて、今回いろいろ経験を重ねてまいっておりますので、そういったノウハウも生かしながら、先ほど言いましたように分担できるところは分担しながら今後も進めてまいりたいというふうに考えておりますので、今回の、これまでの経験を生かしながら、さらなる第2波、第3波に備えた体制づくりといったものを進めてまいりたいというふうに考えております。

○井上委員 関連してお聞かせいただきたいんですけども、この検査件数の1,290件というのは、医療機関からの申し出で検査した分が大体これですか、それとも相談件数の中から検査のところに持ってこられた件数なのか、その内訳を教えてください。

○川越健康増進課長 基本的に、まず帰国者・接触者相談センターに一般の方から相談がございまして、そこでいろんなお話を聞きまして、その検査にまず結びつけるために医療機関に受診をお願いしています。医療機関にかかっただきまして、医療機関の先生が検査が必要だというように判断しましたときに保健所にまた連絡がありまして、保健所のほうから検査をお願いしますと、検体の採取をお願いしますということになっておりますので、まずは帰国者・接触者相談センターに相談していただいて、そこで医療機関に受診をつなげまして、医療機関

から検査につなげていただくというような流れになってはいますが、きちっと分けられるものではございません。

○井上委員 そのとおりですよ。そんなふうになっているわけですよ。

問題は、実際、宮崎県の検査ができる能力、その能力というのは大体どのくらいなんですか。

○有村感染症対策室長 現在、宮崎県内、先ほど申しあげました衛生環境研究所と宮崎市保健所、合わせて120件、1日の能力を有しております。

○井上委員 今はPCR検査というのは、私たちが、今自分が思っても簡単に受けられない状況にあるわけですけれども、さっき言われたように、医療機関に行って医療機関の方が認めない限りはPCR検査を受けられないという状態になるわけですよ。

専門家の方がおっしゃるには、抗体を7割の人が持ったときに初めてこの感染症は落ち着くと言われておりますので、そういうことを将来的に考えていくと、宮崎の場合、今のところ17例しかないのです、この状況の中でずっと落ち着いていくといいけれども、2波、3波が来た場合のときのことを考えると、今は患者が出ていないからいいけれども、今後どのようにこのPCR検査、また抗原検査をしていかれるのか、それはどのようになっているんですか。

○有村感染症対策室長 委員が御指摘のとおり、集団免疫がかかると蔓延しなくなるというお話かと思えます。

このウイルスは初めて世界に出てきたウイルスでございますので、その抗体を持った人間というのは不存在ということに間違いのないわけですけれども。今現在、日本でやっている、また本県でもやっていることは、クラスターが発生

した場合にそれを一つずつ潰していく、患者さんを見つけて隔離といいますか、入院措置をすることで感染を防いでいく。それを続けることによって、例えばワクチンの開発とか有効な医薬品の登場、そして現在進められている検査等々の充実、そういったものに結びつけることによって、様々な医療崩壊を招かないということを目指しているところです。

したがって、感染のその源を断つことによって少しでも時間を稼いでいくことによって、先ほど申し上げました有効な治療法とかそういったものに結びつけていくというのが、重症化を防ぐことにつながっていったと思います。

今のやり方というのは、感染者を見つけ出して有効な治療をその感染者に対して実施することによって重症化を防いでいくということを目指しておりますので、その辺りを御承知いただければと思っております。

○井上委員 宮崎でいうと、この感染症に関しての専門はどこだというようにしているんですか。

○有村感染症対策室長 県内には7つの感染症指定医療機関がございます、基本的にはそこが感染症の専門というふうに御認識いただければと考えております。

ほかにも、協力医療機関とかございますが、基本的には先ほど申し上げました感染症指定医療機関になっております。

○井上委員 分かります。それはそのとおりのので、答弁のとおりなんですけれども。

これからまだ分からないわけですよ。医療機関のありようというのが、都会と私たち地方とはちょっと違うので、そういう意味でいうと、今までのデータも含めてですけれども、その専門性をどうやって生かしていくのか。そして、

例えばクラスターが本当に私たちのところも起こらないとは限らないわけで、クラスターが起こったときにどうしていくのかというのが、今後、ぜひ、そこを中心に物事を考えておいていただきたい。

今までも医療機関の皆さんには大変な御苦労をいただいているし、そして今の御苦労のありようが報われるようにするにはどうしたらいいかということ、その辺りを丁寧にやっていただくことが大事なのではないかなというように思います。

確かに、7つの医療機関はあるんですけども、データを含めてばらばらにしないで、やはりきちんとした、地方ならではのといいますか、感染の対策をぜひやっていただきたいというように思います。

できるだけ、私たちもPCR検査がきちんと受けられるように、全員が今どういう状況になっているかというのはまだ分かっていないというのが実態だと思うんです。そこをどうして自分たちのほうでそれを、流れというか、きちんとした今の状況を見つけ出すための方法を自分たちで見つけることができるかどうか、それをぜひやっていただきたいと、それを要望しておきたいと思います。

もう一つ、これからの宮崎県の対応方針なんですけれども、これからの対応方針は、正直申し上げて、先ほども申し上げたようにちょっと受け身的であらざるを得ないという、起きたときにはとか、そういう方法でやらざるを得ないところなんです。確かに、その状態でやっていかないといけないんだと思うんですけども。あくまでも、これから自分たちの宮崎県の対応方針がこのままで安心してやっていけるんだということが、実態として実感として県

民も納得ができるようにしていかないといけないというように思うんですけども。それに対しての県民に対するメッセージというか、県民と一体となってこれやっていくしか、本当に方法がないと思うんですけども、そこはどのようにお考えなんですか。ただ、今あるようなメッセージの仕方だけなんですか。

○川越健康増進課長 委員がおっしゃいましたように、先ほど部長が言いましたように、コロナと共に生きていくというコンセプトがありますけれども、新しい生活様式といったものが今、示されております。

ここでは、いろいろと具体的に県民に取っていただくような行動についてお示しをしているところでございます。例えば買い物にはこういうふうにしたら行っていいんだよとか、スポーツもこういう形だったらやっていいんだよというようにところを具体的に。先ほど部長が言いました専決処分ですべて予算化をしておりますので、今後、テレビCM、新聞広告、あるいは県のいろいろな媒体を通じまして、県民の皆さんに分かりやすくお伝えして、この新しい生活様式を標準装備と言っておりますけれども、この新しい生活様式が新しいということではなくて、これからの生活の、普通の生活様式なんだというように形で県民の皆さんにお伝えして、まずは感染拡大防止と経済の両立といったものを図っていきたいというように考えております。

○井上委員 皆さんたちのところは医療機関を管轄されているんですね。同時に、高齢者施設とかも含めて、そういうところも全部管轄をされているわけです。

確かに、遊技場だとか、いろんなところの自粛だとか、そういう問題というのは非常に目に見えて分かりやすい。だから、それはそれとし

て、私も納得はしているところがあるんですけども、介護施設とか高齢者施設というのは、非常に危ういところにいるわけです。

私は介護をしている関係上、その介護している者にとってみると、いつそこが閉鎖になるか分からないというのをずっと常に考えながらやっていかないといけないわけです。

だから、県の対応方針は確かに県民一人一人の生活の中でこれをする。そういう点でいえば、私は確かにこれを徹底して県民の皆さんにも分かっていただきたいし、実行していただきたい。それは、もちろん分かっています。

ただ、それにまつわる周りの環境について、もっときめ細かに対応のありようというのを。今、ショートステイはもうだめで、どうにかデイだけは受け入れていただいているという感じなんですけれども。そういうことを一つ一つを丁寧にどうしていくのかというのがないと、常に危うさと一緒になって考えざるを得ないと思うんです。

施設施設の問題というか、障がい者施設はじゃあどうなのか、高齢者施設はどうなのか、いろんな意味での施設のありようみたいなのところについてはあまり細かに情報が入ってこない可能性があるんで、出たところ勝負と言ったらおかしいんですけども、患者が出れば閉鎖にすればいいというような感覚で行くのか。

だから、安心して介護も在宅介護もできるようにしていくにはどうしたらいいのか。方針のきめ細かさがもっとあってもいいんじゃないかなというのは、ちょっと感じる次第なんですけれども、そこはいかがお考えなんですか。

○小川福祉保健部次長（福祉担当） 委員のおっしゃいますとおり、全国では介護施設等、障がい施設を含めまして、施設内でクラスターが発生

している状況がございます。

ちょっと数字が古いんですけども、5月11日現在で20人以上のクラスターが発生している介護事業所、障がい者施設等が11件ほどございます。11件中の10件は高齢者施設という形になっております。

例えば、札幌のアカシアハイツでは職員と入所者合わせて81人、名古屋では73人とか、結構大きなクラスターも発生している状況でございます。

本県で大きなクラスターが発生したら、医療体制がなかなか弱い本県におきましては非常に大変な事態になるということで、施設等にクラスターの発生が起こらないように面会の抑制とかいろいろな対策をお願いしているところでございます。

一方、いろんな対策を取った中で、クラスターが発生したらどうするのかと、その辺りの想定も、各担当課によっていろんな場合の想定を行っていただいているところでございます。例えば、高齢者施設の中で指定医療機関になかなか入れない人数のクラスターが発生した場合どうするのかとか、そのようなことも含めまして検討は行っております。

国の分類の中では、どうしても入院調整で、待機を施設で行うような場合も想定されておりますし、そのような場合に医者や看護師とかの派遣、JMATやDMATとかの派遣であったりとか、またその施設で施設職員が不足している状況の中でグループ内の施設からの応援が見込めないような高齢者施設におきましては、他の施設からの応援とかそういうものを想定して団体等との意見交換も今行っているところでございます。

○井上委員 新しい生活のありようというのは、

県民一人一人が本当に徹底してやっていただかないと。私の家族の中での合い言葉は、自分たちが感染者になったりして施設を使えなくなるような理由にはなりたくないというのが一番で、徹底的に熱をはかったりとか手洗いしたりということを励行するわけです。

だから、いろんな意味で一人一人の生活がいろんなことに影響していくということが県民の皆さんに理解していただかないといけないと思うんです。こうあるべし、こうあるべしというのは、確かに皆さんがおっしゃるのはよく分かるんですけども、それが本当に一人一人の県民の皆さんの、今頑張っていただいているのも県民の皆さんのおかげなんですけれども。そこをちゃんと掘り上げていくとか、そこをきちんと確認をし合っていくということでない、今の生活の危うさというのは、そこにあると思うんです。地方こそ医療崩壊しやすい環境にあるわけですから、そこを徹底的に分かっていただきたい。そこをきちんとやっていただきたい。それを委員会の名においてもお願いしたいというふうに思います。

学校のところですが、一番気になったのは、18ページのその他のところの学校からホームページやメール等で周知をするとなっているわけですが、Wi-Fiも含めてですけども、そういう環境をお持ちなのかどうか、間違いなく保護者に伝わるというように理解していいということですか。

○押方高校教育課長 これにつきましては、ホームページとか、今、防災メール等を保護者に登録していただいたりしております。そういう環境がない部分につきましては個別に電話をしたりして、必ず児童生徒、保護者に伝わるようにしているところです。

○井上委員 そこはきちんと確認をしておいていただきたい。

宮崎県の子供たちはタブレットを一人ずつ持っているわけではないので、そういうことも含めて、学校の動きも含めてですけれども、先生方の動きと、先生方が心配しているという声も含めて子供に届けないといけないわけですから、そのこのところを相手にきちんと届ける。これは、今回コロナの問題で大変な思いを私たちはしていますけれども、逆を言えば、今回のことで私たちは教育を変えることができるかもしれないわけですから、その体制を変えることも含めて、そのこのところを確認をしておいていただきたい。実態を確認しておいていただきたい。本当に言われるように届いているというように言い切れるものなのかどうか、きちんと把握をしておいていただきたい。これを要望しておきたいと思います。

○内田委員 先ほどからのPCR検査についてお伺いします。

限られた医療的な資源を有効に使っていただくという視点で質問させていただきます。

例えば、今日、延岡では医師会のほうで検査センターというか、検体を採取するための仕組みができて採取が始まるというように聞いているんですが、先ほどからの説明の中で、PCRの検査を増やす、県南、県北にもというようにことで説明を受けたと思うんですけれども、その限られた資源を有効に使っていただきたいなと思っているんですけれども。

例えば、県北で県がPCRの検査機器を購入いただいて設置いただくのか、県南でも設置いただくのか。それを医療圏で共有するとか、そういう仕組みをつくっていただくのかということが気になっていまして、その点をお伺いしま

す。

○川越健康増進課長 PCRの検査につきましては、先ほど感染症対策室長が申し上げましたように、現在、県の衛生環境研究所と宮崎市保健所、そこで機器を持っておりまして検査を行っています。

これにつきましては、先ほど、委員おっしゃいましたように、まずはその検体を採っていただいて、それを検査する体制を県北と県西、延岡と都城、あとは宮崎市にできれば3か所つくりたいと思っているんですけれども、それにつきましては、先般、延岡市のほうは延岡市の夜間急病センターに延岡市が予算措置をされましてPCR検査機械の購入を行うというようにお聞きしております。その機械が入りまして検査ができるようになりますと、延岡市で例えば医療機関を受診された方の検体をその急病センター等で検査することができますので、その分はまず延岡市等ではそういった医療保険による検査がその機械を使ってできるというふうに考えております。

ですので、県としましては、先般お認めいただきました補正予算を活用しながら、そういったPCR検査機器の購入に対する補助といったものを予算化しておりますので、それぞれの機関からの要望を聞きながら購入に対する補助を行うことで検査体制の拡充といったものを進めていきたいというように考えております。

○内田委員 なぜ、延岡市が単独で予算化して機械を購入となっているのか。私は、県に購入いただいて近隣の市町村も使えるような仕組みをつくっていただきたいかと思っています。

保健所の業務軽減のために検体を運んでいただく方を委託するようなお話もある中で、西臼杵のほうは検体を採ってもらったのをそのまま

研究所まで運ぶのに、延岡だけが検査できると。
そのような仕組みでいいのかどうか。

都城は、都城市で単独で購入されるのか。例えば、日南、串間の方もそのPCR検査機械が利用できるのか。その仕組みはできているんですか。

○川越健康増進課長 検査につきましては、まず県が持っている検査機器でやる行政検査と、民間で検査を行って、それに対しては診療報酬、保険診療で行う検査と、今2つの方法がございまして、行政検査につきましては県が、あるいは宮崎市保健所で機器を設置して、そこで全県下の検査を行うという体制を取っています。

先ほど話をしましたのは、いわゆる医療保険で行う検査の体制を考えておきまして、医療機関で受診された際に、そこで診療報酬を取っていただいて、診療報酬で検査を行う、いわゆる保険診療で検査を行うという体制を取っておりますので、そこでは医療機関を受診した方が医療保険で医療機関が検体を採っていただいて、それを検査に回していただくという仕組みでございまして、必ずしもそういった場合は県が設置するというのではなくて、いろんな民間の機関あるいは市町村の持っている機関が購入してそこを診療報酬で運営していくというのが基本的になっています。

ただ、それだけでは拡充が進まない場合がありますので、県としてもそういった機器の購入に対する補助制度といったものを先般、4月補正でつくったところでございます。

○内田委員 全国でPCRの検査機器を購入、導入が一気に進んでいるんだと思うんですけども、すぐすぐその検査の機器が設置されるのか、何か月ぐらい待たないといけないのかとか、その辺のところ分かれば教えてください。

い。

○川越健康増進課長 検査機器については幾つかあるんですけども、今お聞きしている中では、7月をめど、夏頃をめどというように聞いております。

○内田委員 7月までは検査センターで、都城、延岡のほうは採取をしてもらって研究所までというような流れで行かれるということで、機器設置後は、都城のほうは分からないですけども、延岡でいえば延岡だけで検体採取、ほかの近隣、日向とか西臼杵のほうとかは、仕方なくというか、研究所まで運ぶということが続いていくということでもいいんですか。県南、県央、県北でそれぞれPCRの機器があるとなると、何か網羅されているというイメージがあるんですけども、そうじゃないということなんですよ。

○川越健康増進課長 検査する場所につきましては、当面、予算上の措置としては限りはございますけれども、今後進めていく中で検査の数と勘案しながらどういった形でそれぞれの圏域で検査する体制をつくっていくのがいいのか、そういったところにつきまして、それぞれの市町村あるいは市郡医師会、そういったところと協議しながら進めていきたいというように考えております。すぐすぐ何月から全県下、それぞれ医療圏ごとで検査できる体制がとれるということで今確定しているわけではございませんけれども、やはりそれぞれの医療圏の中で、最適な検査体制や、資源の活用を県全体でやるのか、医療圏ごとにやるのか、そういったものをそれぞれ医療圏ごとで議論しながら進めていきたいと考えております。

○内田委員 風評被害ということも、先ほど書かれているんですけども、電話でのたらい回

しみたいなものも実際に起こっていて、検査数、検体数が減っている中でも風評のほうが進んでいて、民間病院でもう風邪の症状を受け入れたくないというところがどんどん強く出てきているという感じもするので、できるだけ早く機器を県内全部が網羅して使えるような状態に、センターもきちんと医療圏ごとにつくっていただけるような取組をスピード感を持ってやっていただきたいなということの一つと思っています。

幸いなことにクラスターが発生していないということで、お亡くなりになった方もいらっしやなくて、重症の方が人工呼吸器とか人工心肺装置、エクモを使ったりという場面がなかったと思うんですが、延岡で見るとエクモが、装置がないということがいろいろ資料を調べる中で分かったんです。そういう話を市のほうとも話す中で、県北そして延岡は、特に重症な方が出たときには貧弱な医療体制だよねと、設備が整っていないよねというような話をする中で、延岡には九州保健福祉大学があるんですけども、そこには人工呼吸器が5台と、エクモのちょっと古い型が1台あると聞いているんですけども、CE、臨床工学技士がいらっしやらないということで使われていないというようなことも聞いています。

そういうやり取りを市とする中で感じたのが、保健所とやっぱり市町村の連携、情報の共有というのが図られていないんじゃないかなというのをすごく感じるんです。感染者が出たときの情報の共有の仕方も、保健所が分かっているけれども市町村は分かっている、対策を市町村が打ちにくいというようなことをずっと感じていて、こういう話を、医療機器の話とかをする中でも、やはり保健所から市町村への情報の共有というのがまだまだ浸透していないというか、

図られていないなということを感じたりするんです。この3か月の経験を今後生かすというような話ですけれども、課題もたくさん見えていると思うので、宮崎市は保健所がある。でも、ほかの市町村は県が持っている保健所に頼るしかないという中で、情報の共有というのがやはり災害時で一番大事なことになると思うので、私はもっと市町村の意見を聞いていただいて保健所で対応していただきたいなと思います。

保健所の方と話をする中で、市に話をしたときに情報が漏れたらどうするんだというようなことを言われたんですけども、やはり市町村の行政だって守秘義務をきちんと持っているので、ある程度の方とは情報の共有というのをしっかりやっていただくことによって、本当に災害の対策につながると私は思っている、その点は課題として私はもう一度考えていただきたいなと思っています。

○川越健康増進課長 患者発生時等の情報共有につきましては、一義的には、やはり保健所のほうでいろんな調査、濃厚接触者の調査を含めて行っております。

ただ、委員がおっしゃるように、濃厚接触者の広がりとかあるいはクラスターの発生とか、そういった場合、保健所だけでは対応できないという場面も当然あると思いますので、今おっしゃった意見も参考にしながら、これから保健所と市町村との情報共有のあり方、保健所は市郡医師会、医療圏とは頻繁に情報共有、協議していると思いますので、そこに市町村も含めた形でのいろんな情報交換、情報提供のあり方、そういったものについてはより綿密に行えるように今後も保健所と議論をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○内田委員 最後に、今、エクモの話をしたんですけれども、調べた結果、川南町の国立宮崎病院に1台あると分かったんですが、それ以外、県立延岡病院にもないんでしょうか。もしなければ、私は購入していただきたいなと思っていますんですけれども、いかがですか。

○久保病院局次長 病院局でございます。県立延岡病院のエクモということなんですけれども、今、一応古い機械が、型式の古いのがあるというようには聞いております。

ただ、これを回すためには、スタッフの体制として、20人とか30人とか必要だというように聞いております。ですから、この医療提供体制図、資料の11ページにございますが、そういうエクモを使うような場合は超重症になりますので、第一義的には宮崎大学医学部附属病院になります。当然、地域で完結というのが一番理想ではあると思うんですけれども、医療資源等の状況を考えますと、こういう医療提供体制を実現していくのかなというように考えているところでございます。

○内田委員 県立宮崎病院は、CE、臨床工学技士が9名でエクモ2台となっているんです。日南病院が、技士が4名でエクモ1台となっているんですけれど、今の理由だとそれはちょっとおかしいんじゃないかなと。延岡病院も9名いらっしゃるんですよね。私はできるんじゃないかなと思うんですけれども。

○和田福祉保健部次長（保健・医療担当） エクモについては、非常に高度な医療機器になりますので、多分、現在のレベルでは大学病院で何とか動かせるレベルであって、機械があっても技士が何人いても、恐らく県立宮崎病院でもかなり困難ではないかなというように考えております。

先ほどからございましたように、PCR検査も含めて、やはり医療資源が少ない本県においては、集中するのか分散するのかというのは非常に議論のあるところだと思いますが、やはり一番いい対応を考えないといけないので、全ての医療圏に大学病院を置くというのは現実的な考え方ではないというように思いますので、そこは全県下で協議を進めながら、現状でできる一番いい対応を考えていくべきだろうというように思っていますし、大学病院としてはエクモを2台回せるように既に1つの病棟を空けていただいて準備をしていただいておりますので、まずはそこの活用を考えるというのは、ちょっと患者さんの搬送は大変なんですけど、そこがやはりスタートだろうというように考えております。

○内田委員 結局、延岡でいえば旭化成がありますよね。休転工事を一、二か月延ばすということの原因の一つとして、やはり医療資源が貧弱だということがあるんです。県外から工事業者さんが来られたときでも、これだけの体制が宮崎県で、県北である、医療機器もそろっているんだ、人材もあるんだというところがないがために、中止とは言わず、延ばさないといけなくなったというようなこともありますので、本当にこれを課題として医療機器の整備というのは、県民の皆さんにも理解をいただくような努力と、できるだけ安心がもたらされるような医療機器の設置、人材の育成というのに努めていただきたいと思いますので、よろしく願います。

○前屋敷委員 連日の対応、お疲れさまです。今、宮崎県内は安定してきているというように思います。新規の発生がないという状況なので、これをずっと持続していく、そのためにも様々

な体制も含めて、必要ではないかというように思っています。

他県では、陽性から陰性に転じて、病院を退院しても、また新たに陽性反応が出るというような状況が現に起きているだけに、宮崎県では今は感染者の方が4名という状況だということのように報告も受けているところです。ほかの方は退院をされて日常生活に戻っておられるんだろうと思うんですけども。

しかし、ここで気を抜いては、私はだめだと思えます。そして、このコロナ対策で一番これから大事なことは、やはり、これまでもですが、県民の皆さんの命と健康をどう守っていくかということがやはり第一義的な課題だと思います。そういった意味では、このPCR検査は、発生当時から県民の皆さん方も検査体制を充実させてほしいといういろんなお声をたくさんいただいていたところですけども、今、お話しそれぞれありましたけれども、この検査そのものを増やすということがやはりこれから拡大をさせないためにも絶対必要なことだと思います。

それで、今、民間の検査と行政の検査という御説明もあったんですけども、民間の医療機関で検査も今行われているやに聞いているんですけども、この辺のところ、民間検査と行政検査のその内容をもう少し詳しく説明していただけますか。

○和田福祉保健部次長（保健・医療担当） PCR検査は、一つの考え方として、まず遺伝子を抽出する手順と、抽出した遺伝子を本当にその目的に合った遺伝子かどうかを同定する2つの手順に分かれます。

一番最初の遺伝子の抽出は、恐らくどんなタイプでも共通手順になるのかなと思いますが、その次に、特定の遺伝子であることを同定する

ためにはその同定するためのキットが必要になりますので、全く新しいウイルスが出てきたときには、これは誰もその同定キットを持っていないので、それを国が作って、国がそれぞれ検査できるところに配付していくということになります。そのキットが1回、国とか世界で確立されれば、それを応用して全ての関わっている人たちがそのキットを作っていけますので、いろんな意味で、例えば日本でいえば衛研さんがキットを作りましたとか、今回、何か富士フィルムさんもキットを作りましたと出されてくるので、そういうような活用が増えていきますので、PCRの機械を持っている研究所とか大学とか医療機関であれば、そういうのを活用して検査をすることは可能です。

ただ、検査を実施するときに、最初はそういうキットがないので、保険適用はできないので、全て行政検査というような形で県なりが引き受けているんですが、いろんな意味でキットが出てくると、新型インフルエンザのときもそうだったんですが、最初はPCRで同定していたんですけども、だんだん既にある簡易キットで汎用できるということになったらPCR検査が必要のない段階に移行していくんですけども、今、いろんな意味で民間のキットも出てきていますので、そういうのを活用して保険診療でどんどんやっていけるようになれば、そのキットが供給さえされれば検査はできます。ですが、実は、そのキットの供給が十分でないというところで、キットは売ってはあるんですけども手に入らない。宮崎大学医学部附属病院もキットを購入しようにもキットが手に入らないというようにやはりおっしゃられています。そういう問題がどんどん解決していけば、保険診療で非常にたくさんやれるようになるのかなと思っています。

それから、また、検査と検査のための材料を採るというのは全く違う工程でありまして、検査の材料さえあれば、それは行政検査でもいいし、医療保険でもいいし、検査の材料をどうやって採るのかというのが非常に大きな問題になっていて、検査が増えなかった理由は、やはり2つあって、一つは行政でやる検査が、今は増やしてきていますけれども、当初、宮崎県でも、衛生環境研究所だけでしかできませんでしたので数が限られていたことです。その後、衛生環境研究所も機器を増やしたりいろんなことをやって、宮崎市も機器を増やしたりしてかなりの数が出てきますが、それをやりたくても検体が出てこないという、要するに検査をするための検体を出していただけないというもう一つの問題もあって、それを解決するために検体を採るための場所をそれぞれの医師会さんが工夫されてやっていただける。

延岡の場合は、まず検体を採るために工夫をしていただいて、まず検体をそこで採ります。そうなってくれば、今、延岡市のほうで検査機器が間に合っていないので、採っていただいた検体は行政検査で、機器が間に合うまでは対応しますというようなことでやってもらっています。何回か出てきましたように、医療機関が熟がある患者さんを診たくないというようなところがたくさんあれば、誰も診ていただけないので、検体を採っていただけないという非常に大きな問題があります。だから、常に2つの問題があるということはどうしてもあって、それは検体を鼻から採らないといけないので、その手技が、感染のリスクが非常に高い行為だということで、やはり防護衣が少ない中では対応できないというようなことになっていて、そこが今ネックになっているところがあります。

実は、先ほどから話が出てきましたように、抗原検査というのが既に、こちらは富士レビオさんだったと思うんですけども、出てきました。これは血液でやるんですが、採血する必要はなくて、指先を刺して、その血液でやりますので、感染防御の意味からいうと非常にやりやすい検査になっています。これは、一応相当数を提供されるとは言っていますけれども、恐らく宮崎県まで回ってくるのにかなり時間のかかるのかなと思います。

また、そういう検査も出て、いろいろ診断のための検査は変わっていくと思います。PCRは時間がかかる一方で、抗原検査だと多分30分とかです。今後、なるべくリスクの少ない検査方法で、早く、迅速に診断ができるという方法にどんどん技術が進歩していくと思いますし、その辺は今後どんどん変わっていくのかなと思っています。

私たちも今後は、第2波が起きているかどうかをどうやって知るかということが非常に重要になってきますので、恐らく医療機関の先生がそういう患者さんではないかとちょっと疑っていただいて、それを迅速に検査をする。その検査の方法は、抗原検査であってもいいし、行政検査であってもいいし、保険診療による検査センターの検査でもあってもいいしということでも対応できるのではないかなと思っています。

宮崎市郡医師会と都城市郡医師会さんは検査センターを持っておられますので、その検査センターに機器を入れていただくとほかの医療機関からの検査を受託することもできますので、そういう意味ではすごく展開は変わっていくんだろうなと考えています。

○前屋敷委員 ありがとうございます。今御説明いただいたように、やはり安全に検体を採

取して、検査の数を増やす。抗原検査もそうなんですけれども、そういうことがこれからの本当に大きな課題だし、急がなきゃならないことだと思いますので、ぜひ迅速な対応をお願いをしたいと思います。

それから、今、市郡医師会の話も出ましたけれども、県の医師会だとかそういう医療機関から県に対してのいろいろな意見だとか提言だとかを県は真摯に受け止めていただいて、県民の命と健康をどう守るかという点で対応していただきたいと思います。

それと、これは、今、医療機関のみならずですけれども、マスクの充足状況、かなり私たちの周りにも、もうマスクは大分増えてきたというか、目に見えるようになってきたんですが、医療機関で、しっかり徹底してマスクが届いているのかどうか。つい最近まで1枚のマスクを何回も使うとかいうことがあったりとか。一番患者さんと接触する機会も多いところなので、マスクなどは十分に足りるように早く手配が必要だと思います。

それと、もう一つは、地域の医療機関でこの間かなり、患者数が減ったり、受診抑制があつて、その辺のお話なども耳にするところなんですけれども、その辺は県としてはどのように把握しておられるのか、またどう対応ができるのか、その辺のところもお聞かせいただきたいと思います。

○林業務対策室長 まず、私のほうでマスクと医療資機材のほうを管理しておりますので、マスクについてお答えをさせていただきます。

一般的に不足していると言われているサージカルマスクという使い捨てマスクのほうですけれども、これにつきましては、国の供給システムが実はありまして、ウェブ調査、ネットで不

足状況、在庫状況であるとか1週間の使用状況、購入状況を各医療機関から報告をいただくシステムができています。それを基に、国から供給されるマスクについて医療機関に配付している。大体、毎週11万2,000枚が供給されまして、それをそのネット等を通じまして不足するところを確認しながらマスクの供給をさせていただいているところです。

これは、医療者に供給している卸に確認しましたけれども、以前と比べて徐々に供給ができる態勢が整っては来ているということ。ただ、やはり一部まだ制限がかかっているような状況だと伺っております。

マスクに関しましては、以上です。

○小牧医療業務課長 受診の抑制に関する御質問なんですけれども、具体的な数字というのは現在正確には持ち合わせておりませんが、幾つかの医療機関の状況をお伺いすると、やはり若干の抑制が見られるというようなことはお伺いしております。

また、国のほうで電話、オンラインによる診療について可能だということを周知も図っているということですので、単純に抑制するのではなくて、必要な方についてはきちっと電話とかパソコンとかで、主には電話を推奨しておりますけれども、必要な診療は受けていただきたいということで周知を図っているところでございます。

○前屋敷委員 ありがとうございます。特に高齢の皆さん方が受診抑制されると、いろんな悪化につながるということもあつたりして、やはり大変な危険な状況も生まれてくると思いますので、その辺のところはしっかり徹底をし、また医療崩壊につながるようなことにならないように、そのところはしっかり受け止めていただ

きたいというふうに思います。

○日高委員 私も、今PCR検査の話がいろいろ出ておりますので、その件についてもう一回、確認の意味で一、二点質問させていただきます。

加藤大臣のこの前の発言で、37.5度、これが4日以上というのは、これは誤解だよというような話がありましたけれども、この話を受けてから、このPCRの検査のやり方というのは何か変わってきたのかどうか。まず、そのところを1点お伺いしたいと思います。

○有村感染症対策室長 それまで発熱の条件がございましたが、委員のおっしゃるとおり、それが相談センターに来るときにはもう解除になっております。

また、さらに、それ以前もそうではあるんですけれども、医師の総合的な判断でコロナを疑う場合にはというのがございましたので、それまでも熱がなくても相談されてPCR検査に回されるという事例は数多くございます。

しかしながら、今回はっきりその発熱の部分解除されておりますので、相談される方につきましては相談しやすい環境になったのではないかと考えております。

以上でございます。

○日高委員 私も実は家族にそういう体験者が出まして、私も11日間自宅待機をしていました。風邪の症状が37.5度までは行かなかったんですけれども、ずっと1週間引かなくて、PCR検査をということで何回か中央保健所のほうに電話をいたしました。三、四回電話をいたしましたけれども。やはり、その中で言われたのは、37.5度が4日間以上続いて、なおかつそれでせきがあるということが前提だったので、私の関係者の場合はせきが全然出なかったものですから、それはもう対象じゃないですというこ

とで受け付けてもらえなかったんです。ただ、保健所の方には、もう本当に懇切丁寧にいろいろと教えていただいて、本当にありがたかったです。

それでも、10日たっても熱が引かないものですから、これはちょっとやばいなと思って本当にもう一回医者の方に行きまして、そのときに先生のほうが10日も引かないのはおかしいということで、この日、検査をしなくちゃいけないということで検査をしていただきました。熱だけでせきは全然出なかったんです。でも、結局陰性ということで、事なきを得たということになります。

今後は、そういうことで、37.5度というのもうなくなってくるわけで、例えば2日、3日、せきが出て、三十七.二、三度、そういうので、もしかして自分がというようなことがあったら、これはある程度検査の対象が幅広く認められるということで、一般の人たちは解してもいいのかどうか。

○有村感染症対策室長 PCR検査につきましては、厚生労働省から通知が出ておりまして、委員がおっしゃるとおり、当初はいろんな基準がございました。検査が受けられないという話もございましたけれども、その後、厚労省の通知も改正が相次いでおります。

現状の基準では、やはり、当然37.5度というのものもあるんですけれども、例えば患者との濃厚接触があるとか、流行地域への渡航歴があるとか、入院を要する肺炎が疑われる、それに加えて発熱等もなくても、医師が総合的に判断した結果、感染症を疑うといったような場合には相談を受けております。保健所には、保健所長が公衆衛生医として必要性を判断した上で検査を行っているのが現状でございます。

○日高委員 ということになると、結局、医師の先生がすぐ認めてくれれば、今まで以上にはもっと幅広く検査ができるということで解しているということで、今考えておりますが、それでよろしいんですね。

○有村感染症対策室長 医師が総合的に判断した場合には感染症を疑うということになっておりますので、当然、医師が必ず間に入ることになります。したがって、委員のおっしゃるとおりで間違いないかと思っております。

○日高委員 この件については、やはり、まだ今でもなかなか検査をしてくれないんじゃないかと思っている一般の人たちが結構いますので、その辺はまたぜひ啓発をお願いしたいと思いません。

今、医師の判断というのが出ましたが、最初に私の場合はかかりつけの医師に診てもらいに行ったんです。もしかして、コロナかもしれないという心配があったので行ったんですが、町なかの小規模のお医者さんでしたので、もう、ちょっとうちでは迷惑ですと、はっきり言われて、そういう方は、県病院とかそういうところに行ってくださいというようなことで、一応受診はしていただきましたけれども、もっと大きなところに行ってくださいというような話をされました。ただ、そういう大きなところは、今回もそうですけれども、いろんな方が待っていて、なかなか検査ができない。

例えば、この感染症の問題で一般の人たちが行ったときに、そういう小さなお医者さんに対して、医師会の中でどういう対応をなさいたいという連携がちゃんと取れているのかどうか、その辺をお伺いします。

○有村感染症対策室長 医師会の話は別にしまして、まず症状のある患者さんは、例えば、今、

委員のおっしゃるかかりつけ医の先生のところにまずお電話を差し上げて、その場合に、一般の患者さんもいらっしゃいますので、その方と一緒にになると、仮にコロナであるとそこでほかの患者さんに感染してしまうので、例えば、別の経路で来てくださいますとか、車で行かれた場合には車の中で待機してくださいとかいうような指示があります。中には、もう先生の判断で車の中でPCRの検査のたんを採ったりとかいうような手技をされる場合もございます。

したがって、あくまでも医師の判断というのが大きな部分を占めておりますので、そのところは御理解いただきたいと思っております。

○日高委員 ちょっと話を変えますが、先ほど96件の倍増ということで、今120件まで可能だということになっていますが、これから民間まで委託ができるというような体制になるということになると、県として考える許容範囲というか、マックスでこれぐらいやっぱ検査体制が必要だというのは、この120件というのはどの辺のレベルになるんでしょうか。将来的に例えば200件とか300件とかを目指しているけれども、今の時点では120件ということなのか。

というのは、やはり、今回、第1波が終息してくれればいいんですが、第2波、第3波ということになると、これは全く未知のウイルスということですから、もしかしたらもっと強力なウイルスになるかもしれない。今は第1波のレベルのウイルスしか考えていないけれども、その辺はやはり最悪の場合を想定していないといけないかなと思っているんです。ですから、この120件というのは、今の状況でいったら、考えていったら、どの辺のレベルの状況なのかというのをちょっと教えてください。

○川越健康増進課長 今、120件といたしますのは、県の衛生環境研究所で72件、宮崎市保健所で48件、計の120件のいわゆる行政検査で検査できるという体制が取られているということです。

先ほど言いましたように、民間での検査、これをもう増やすということにしていますので、96件の倍増、約200件を目指してまず検査体制の拡充を図ろうということで取り組んでいるところがあります。

○日高委員 200件ということで出てきましたけれども、イメージとしてはどうなるか分からないということですので、これは予算の範囲ということもあるでしょうけれども、いろんな機器の問題もありますけれども、これで安心することとはなくて、もっともっと上を目指していただきたいなと考えています。

それと、宮崎の場合は4月11日からもう1か月以上、感染者が出なかった。これはすごいことだと思います。なおかつ、やはり宮崎がすごかったのは、感染経路の不明者がいないということは、これは極めて国内でもまれなことだったなと思っているんです。

その辺のところも総括的には福祉保健部としてはどう捉えておられるのか。例えば、今こういう状況に来ているというのは、県の体制がうまくいったからこうだったのか、それとも偶然的にうまくいったのか。

○川越健康増進課長 今、委員がおっしゃったように、本県の17例、基本的には国外あるいは県外の滞在歴があるということ、それとその濃厚接触者という形になっております。

まず、一つは、滞在先から帰ってこられた方が自宅での自粛といたしますか、自宅外出を控えていらっしゃったということで、感染の広がりが見られなかったというのは大きいんじゃないかな

いかなと思っております。

あと、数次の取組の中で県外との往来については自粛をお願いしておりまして、県民の方がその要請に応じていただいて、県外との往来を控えていただいたり、あるいは県外から帰ってこられたときに自宅で過ごされたりといったことで、県内でのいわゆる市中感染といたしますか、広がりが見られなかったのが大きかったというふうに考えています。

あと一点は、クラスターや院内感染といったものが見られておりませんので、先ほどありました医療機関にかかる前にきちっと電話をして、県民の方が気をつけて受診されたり、あるいは医療機関の中でも院内感染を起こさないような対策を取られたり、クラスターにならないような対策をいろんな事業者の方が取り組まれたりということで、県民の皆さんが、一人一人がマスクの着用やせきエチケット、手洗いの徹底など、そういった一般的な基本的な感染防止の対策を徹底してやっていただいたというところが大きかったと考えています。

また、我々でも県民の皆さんにそういった呼びかけをしたり、外出自粛のお願いをしたり、休業要請をしたりということで、それぞれの進捗状況に応じて県としても取り組んできておりますし、また医療提供体制の拡充や宿泊所の確保など、そういう一般的な、我々医療側の体制の構築といったものも進めておりましたので、まずは県民の皆さん、あるいは医療機関の皆さんに感謝を申し上げて、それぞれの御尽力といったものが大きかったんじゃないかなと考えているところです。

ちょっと専門じゃないので、それが正しかったのかどうか分かりませんが、そう私としては感じているところです。

○日高委員 もう最後にしますが、これは質問ではなくて要望を二、三点ちょっと述べさせていただきます。

今回、宮崎が17件でずっとストップしているというのは、やはり皆さん、そして医療従事者の皆さん、いろんな方たちが一生懸命頑張ってくれた、やはりそういう成果というのは出ているだろうし、宮崎県の県民性とかそういうのもやはりあるんじゃないかなと思っています。

ただ、今後の話もありますので、知事でも誰でもいいですから、ぜひ、もっとメディアに出させていただいて、そう難しい話じゃなくて、高齢者の皆さんによく分かるように、もっとメディアでいろいろ露出して、ぜひ啓発していただくといいなど。新聞はなかなか見ませんので、やはりテレビでももう少し表に出てほしいなどというのがあります。

それと、私も11日間自宅待機をしておりましたが、そのときに一番怖かったのが、自分が感染者になるということが一番怖かったわけです。そのときに、やはりもう外に出れない、11日間も家にいたりしたら、特に子供を持っているお母さん、お父さん方、本当に大変だと思います。私の場合は社会人だったんで、大人ばかりでしたから、そういうことにはなりませんでしたが、本当に子育てで頑張っているお母さんたち、特にシングルマザーのお母さんとか、そういう人たちは大変な目に遭っているということはもう皆さんもいろいろ情報を得ておられると思いますので、今後ともそういったところの支援をしっかりとやっていただきたいなと思っています。

それから、全国ではいろんな形で感染者の誹謗中傷、そういうのが出てきています。こういったことが絶対ないように、これはやはり日本人

として一番そういうのが試されているんじゃないかと。令和の新しい時代になって、もう一度、日本人らしさを本当は取り戻さなければいけない。この令和の時代で誹謗中傷ばかりが出てきていて、テレビを見ていたりネットを見ていたりすると、本当に日本人かというような、そういうところがいろいろあります。そういったところには、特に学校教育、高校生とか中学生、そういった方々には今後そういったことも教育の一環としてしっかり、この時期を教訓にさせていただきたいなと思っています。

それから、最後になりますが、今はコロナコロナと言ってももうコロナのことしか頭にありませんけれども、やはり宮崎ですから南海トラフの問題がありますので、最悪の事態を考えておかななくてはいけないので、今回この委員会には危機管理のほうは出席されておられませんので、ぜひ、渡辺部長さんのほうから危機管理のほうにもそういったことを常に念頭に置いて、何があってもいいように、ちゃんと、準備万端ということにはいかないと思いますけれども、ぜひそういう準備もしっかりと行っていただくように申し添えまして、要請を終わります。

○坂口委員 感謝とか総括というのはまだ今の時期は慎むべきかなと思うんです。まだ分かりません。予断は不可です。とにかく徹底することは、かからないこと、病気をうつさないこと、これを一人一人が徹底しながら、その間に全世界が、まずは知見を積み上げてきているということ、そして全英知を結集しているということです。だから、今後、ウイズウイルスも含めて、やはりそれなりのものが構築されていくことを待つしかないのかなと思うんです。その中でできることをやっていく。

一つ、入院医療体制の問題ですけれども、231

床というものを目指していて、現在31床も含めて106床ということで、今の時点で125床の不足ですよね。この数字が、計画を練られた時点からしばらく固定されてきているわけです。なかなか、これは確保が難しいのかなと思うんですけども。何年か前に医療制度改革、大きい抜本的な見直しで国立病院を大幅にベッド数を減少したですよね。そのとき地元では先ほど内田委員からもあった川南町の国立宮崎病院もかなりベッドを減らした。国立宮崎東病院もその対象になったように覚えているんですけども。

まず、公立病院で前回の医療制度改革でどれぐらいのベッドが減少されたのか。その病棟自体が今どういう状態にあるのかなというのは、どうなんですか。

○小牧医療薬務課長 今公立病院の制度改革の具体的な数字と資料を持ち合わせておりませんが、各国立病院の状況を見ますとやはり病棟が休止していたりとかいうような状況が多く見られるような状況でございます。

○坂口委員 あのとき相当なエネルギーを使って地域あるいは全県下において、国に対して本当に切実な訴えをやったんです。だめなんだと、病床が足りないんだと、それをなぜせっかくあるものを潰すんだということで、でも全く耳を貸さずに。その一つは、やはり独立法人化していったということ、独立採算制を求められたということで、やはり生きるために致し方ないという選択だったと思う。本当に適切な分析をやって適切なベッド数の確保に改善していったというんじゃないと思うんです。だから、こんなことが起きてしまった。これは、やはり時の政権なりの大失策です。それに加わっていたのは我々だったかも分からない。大エラーです。だって、国民の命を守れないところまでこういった

ものがつながってきた。

だから、これは早急に県は元に復帰しろと。あとは、人的な体制が整っていないと、当然、仏様はできても魂が入らないということで、人的体制も早急に整備していけ、構築していけということを、これは緊急に知事会辺りで要望すべきです。全国からすごい反発がありました。国立病院のベッド見直しと、かなりのベッド数の削減をやってきた。それは、診療報酬なんかであめとむちでたたきながらやってきたということ。これは国の大きな汚点だと思います。ここをまずはやること。でないと、民間の病院を召し上げようとしても、それは大変です。

先ほど日高利夫委員から地元の診療所の話も出たけれども、万が一思い切った行動に出て、そこがもしクラスターでもなれば、これは大変な問題です。だから、独立して分離して専門的に隔離できるような場所をしっかりとすること。その中で犠牲になりやすいと言われるような高齢者とかそういった人たちをリスクからどう隔離させるのかということ。これは、やはり徹底させるべきで、これは地方の力の限界を超えていると思いますので、ぜひここらに対してひとつ部長の決意を聞かせていただきたい。これは国に求めるべきです。

○渡辺福祉保健部長 本当に、国全体の観点や本質を突く御指摘ありがとうございます。

おっしゃるとおりでして、もともと地域医療構想による各圏域ごとの病床の見直しについても、地域の実情、特に宮崎県の実情を踏まえて適切に対応すべきだということはこれまでも言ってきましたし、国がああいうように旗を振っていますが、本県はそういうことも踏まえて、必要性をちゃんと判断する一方で、慎重な検討もするというので、両にらみの形で各地域で

今しっかりと議論がちょっとずつ進んでいるというように認識しております。決して拙速に至らないように。

それと、あわせて今おっしゃったような旧国立病院の当時の改革についても、きちんと精査といたしますか、もう一度思いを返して、今回のコロナ対応、地域医療構想の話で、今御提案いただいた話を総合的に考えて、しっかり知事会やその他の手段を通じて国に働きかけをしたいと思っております。

また、この106床の件につきましても、これは今着々とまた積み上げが進んでおります。発表を節目節目でやろうと思っておりますので、6月の冒頭前後に次なる布陣を。今、我々のほうとしては4月末の段階で一通り、もし急増しても何とか耐えられる体制は整えたと思っております。病床は106床、宿泊施設150床ですので、簡単に言えば二百何十人ばっと出たとしても受け止められると。それは、広域調整も含めてです、県下全域です。

ただ、やはり目標値がございますので、それについては6月初旬までの間に次なる布陣としてその目標に近づける形で発表できるように今準備をしております。

○坂口委員 そこは、ないが幸いで、期待というか、ぜひ抑えてほしいんですけれども、フェーズ2を想定したときとか、一方、経済と感染拡大防止を両立させながら進もうとしたときに、民間の宿泊施設というのは、次のインバウンドも含めた観光対策を打つときには、これが本当にグレーゾーンに入ってしまって動けなくなる。そこも見極めたときに、医療機関で独立していて、来院も含めて、お医者さん、看護師さんさえいれば、そのまま病院は使えることになるわけですから、そこらをぜひ開放させて運営させ

べきだなということ強く思っています。ぜひ、よろしく申し上げます。

似たようなことなんですけれども、今回このことで福祉保健部を中心に、ものすごく業務内容に各部で濃淡が出たと思うんです。内容の煩雑さに。そこらもしっかりと総務部と打ち合わせながら、総務部は人事の中でしっかりと応援派遣体制を組むなりで、特定の職員にしわ寄せが行かないように。ここはやはり県民の全てを担って、しっかりした万全の仕事がしていけるようにという、人事面からのそういった配慮も必要だと思いますので、これも含めて、ぜひ、部長、そこまで部下の方に気を遣うような行動を取っていただければと思います。

これは、要望にとどめます。

○太田委員 時間がないようですから、簡潔に3点だけ質問します。確認で。

説明で、先ほどの保険診療が可能であるとかいう話でイメージは分かりましたが、12ページのこの図でPCR検査体制の強化、保険診療であるということと一般的に飛び込みでも行ってもいいんだというようなイメージも感じられるものですから。この新たな方式（案）のところで、帰国者・接触者相談センターにまず相談をしてから行かないといけない、先ほどの言った延岡、都城の新たなこういう対応が充実されていくんだという意味は、やはりこの帰国者相談センターを通してくださいというのが原則でいいんですね。それを一つ確認です。

○川越健康増進課長 委員がおっしゃるとおり、やはりまずは相談していただきたいというふうに考えています。それが、院内感染の拡大防止にもつながりますので、相談していただくとうれしいというふうに考えております。

○太田委員 もう一つ確認ですが、この12ペー

ジの表の新たな検査体制のこの方式であります
が、①と②というのがありますよね。これは、
検体の採取それから検査、検査は委託というふ
うになっていきますけれども、延岡、都城の今つ
くろうとしている例では、この①と②が同時に
できるということですね。検体採取と検査まで
するというのでいいんですか。

○川越健康増進課長 まず、延岡の例でいま
すと、夜間急病センターで検査センターをつく
るということですので、夜間急病センターを受
診された患者さんはそのまま検査まで一体的に
行われると思います。

ただ、将来的には、例えばほかの医療機関で
検体を採って、そこで検査を回すというような
ことも考えられると思っています。

○太田委員 最後ですけれども、クラスターが
発生した場合、宮崎県の場合は17例であるん
ですが、患者さんの陽性が確認された後の移送、
これは感染症の専門の移送車で移送して入院と
かしなきやならんと思うんですが、クラスター
が発生したりしてもう手に負えない状況になっ
た場合とかに、救急車とかそういったことを使
うことがあり得るのか、また法的にそれはいい
のかどうか、宮崎県の現状はどうでしょうか。
そういう十分な感染症専門の移送車が完備され
ておりますというか、その辺の体制はどうでしょ
うか。

○小牧医療薬務課長 患者の方の移送についま
しては、協議会の下部にあります調整本部会議
のほうでも協議をさせていただいておまして、
一義的には保健所の車両でということ、あとは
必要に応じては消防機関の救急車の使用も含ま
れております。

また、今後は民間救急事業者の活用等も検討
していくということで、今体制のほうを協議を

進めているというような状況でございます。一
義的には、やはり保健所の車両で十分な防護措
置と事後の消毒ということをきちっとやった上
で実施するということになろうかと思えます。

○坂本委員 私のほうは簡潔に、教育委員会に
2点確認させていただきます。

今回、休校・休業の中で、現場の先生方は大
変御苦労されているというのをお聞きしてお
ります。

ただ、あくまで他県と比べてということ、
本県の学校の対応でちょっと見劣りをするなど
思った部分がオンライン授業の面なんですけれ
ども。

今回、専決予算の中でそのための環境整備の
ための予算を上げられていますけれども、具体
的にこの内容、これから取られようとしている
オンライン授業、ICTの授業の内容をお示し
いただきたいなということ。

そして、今回この予算を使われる中身とい
うのは、あくまで第2波を想定した暫定的な緊急
措置として考えていらっしゃるのか。もしくは、
今後ずっと永続的に学校のICT化の計画の中
の延長線にあるのかということをちょっとお
聞きしたいんですけれども。

○押方高校教育課長 まず、オンラインシス
テムの今回の予算につきましては、専決の承認を
いただきまして、現場のほうも非常に喜んでお
ります。

今、オンラインのインターネットというのが、
教育研修センターを中心としますひむかネット
というのを利用してまして、その容量が非常
にまだ小さいものですから、まずは各学校に
別ラインを引いてもらうというのを一つ、緊急
にお願いしたところ、それを専決していただ
いたと。それを利用して、各学校がオンラインの

学習のための準備等、例えば動画配信だったり、もしくは資料提供だったり、そういうことが早めに行えるようになるということを考えております。

そのために、一つは、動画を撮ったり双方向をやる、カメラも準備していただきましたし、タブレット端末等を持っていない生徒等にも546台、それを準備して、特に3年生等を優先して使っていただくようにということで、その辺りの予算もつけていただいたところです。

これにつきましては、暫定的に、緊急を要するというので、現在は国のほうもGIGAハイスクールということで、県立学校の各クラスにインターネットラインを引きなさいということで、予算は別個についておりますけれども、その事業が年度かかるということで、まずは先に緊急にお願いしたところがこの専決になります。

それも踏まえまして、実際オンラインの学習というのをやっていくときには、機材もそうですけれども、先生方のノウハウだったり、生徒へ使い方を教えていくとか、そういうふうな研修等も非常に大変になりますので、その辺りも含めて今後少しずつ進めていきたいと考えております。

○坂本委員 今のに関連してですけれども、いわゆる最悪のことをちょっと想定して、第2波が起きて、また休校措置となった場合に、ある程度その休校の中でも対応ができるということは想定されているのでしょうか。

○押方高校教育課長 そういう通信ラインが一つ各学校にしっかりしたのが配備され、そしてそういう機器も準備されていると、ある程度は、また臨時休業になったとしても対応できるのではないかと考えております。

ただ、その際には、先生方の研修、それから生徒のいろんな指導も含めて、まだまだクリアする部分はあると思うんですけども、その辺りはしっかり進めていきたいと考えております。

○坂本委員 あともう一つ、これは新聞等でも報道されてはいたけれども、特に3年生、就職、進学が今年対象になる学年の生徒さんに対して、授業が行われなかったことによる遅れとかそういったことに対しての措置というのは何か、今考えていらっしゃるのか、教えてください。

○押方高校教育課長 現在、5月25日の再開に向けて各学校が新しい生活様式の下、準備を進めている段階です。

現在のところ、臨時休業中、約二十日ほどあるんですけども、その辺りをどう補完していくかということに関しましては、各学校で夏休み等々を利用するとかそういうので今教育課程の新たな編成等をしているところです。

特に3年生に関しては、早めの就職試験だったり資格試験等がありますが、臨時休業中も、密にならないように個別で対応したり、また今後はそういう配付されました機器等も利用しながら充実させていけると考えております。

○山下委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、ないようですので、これで終わりたいと思います。

執行部の皆さん、御退席いただいて結構です。お疲れさまでした。

暫時休憩しますが、午後の委員会は1時10分からよろしいですか。（「いいです」と呼ぶ者あり）1時10分からお願いします。

正午休憩

午後1時9分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

総合政策部、環境森林部、商工観光労働部、農政水産部、県土整備部に出席いただいております。

初めに、一言御挨拶を申し上げます。

私は、この特別委員会の委員長に選任されました児湯郡選出の山下寿でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私ども12名がさきの県議会で委員として選任され、今年度、調査活動を実施していくことになりました。当委員会の担う課題を解決するために努力してまいりたいと思いますので、御協力をよろしくお願いいたします。

委員及び執行部の皆様のご紹介につきましては、それぞれお手元に配付の委員名簿と配席表に替えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、北諸県郡選出の蓬原委員が当委員会の委員となっておりますが、本日は欠席となっております。

それでは、概要説明をお願いいたします。

○重黒木総合政策部次長（政策推進担当） 総合政策部次長の重黒木でございます。よろしくお願いいたします。

第2班ということでございますけれども、お配りしております資料の目次のほうをお開きいただきまして、下のほう2つございますけれども、6番の新型コロナウイルス感染症の本県経済への影響、それから7番目の新型コロナウイルス感染症経済対応方針の骨子について御説明させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、委員会資料の20ページをお開きいただきたいと思っております。

1点目の新型コロナウイルス感染症の本県経済への影響でございます。

各部局にまたがるものですから、私のほうで一括してかいつまんで説明させていただきます。

まず、20ページ1の総論でございますけれども、こちらのほうは宮崎財務事務所、それから日本銀行宮崎事務所、それからみやぎん経済研究所等の経済の関係の報告書を抜粋して載せております。いずれも厳しい状況、悪化という判断でございますけれども、こちらのほうは1月から3月の状況を踏まえた報告でございますので、現状はもっと厳しくなっているというふうに認識しております。

次の21ページでございます。こちらのほうから各分野の状況ということで、それぞれ載せております。

まず、(1)の商工関連分野でございますけれども、①の飲食・サービス、小売業でございます。御存じのとおり外食の自粛ですとか、消費マインドの低下などによりまして、客足が大幅に減りまして、極めて大きな影響が生じているというところでございます。百貨店等も閉まって、県内生活にも大きな影響が出ているというところでございます。

②の観光業につきましても、御承知のとおりかと思っておりますけれども、海外はもちろんのこと国内でも交流人口が大きく減りまして、大手・小規模問わず、宿泊業は極めて甚大な大きな被害を受けているというところでございます。それから、関連する土産販売ですとか、交通事業者、こちらのほうも大きく落ち込んでいるというところでございます。

③の製造業は、実はこれから影響が出てくるところが多いかもしれませんけれども、需要の減少ですとか、海外からの部品供給の混乱等に

よって影響が生じているというところがございます。

下のほうに中小企業特別相談窓口の相談状況ですとか、宿泊施設のキャンセルの状況을載せております。

次の22ページを御覧ください。

関係団体から聴取した現在の状況につきまして、少し載せております。

一々御説明はできませんけれども、全ての業種で売り上げのめどが立たない、感染の収束が見えない、先が見えない状況でどう対応しているのか分からないと、資金繰り、それから雇用の維持、こういったものに懸念する声が非常に大きくなっているところがございます。

次の23ページでございます。

こちらのほうが、(2)の農畜水産分野でございます。上のほう総論的に書いておりますけれども、外食事業の落ち込みですとか、輸出の停滞、イベントの縮小、中止等によって一部の農畜産物で価格の低下、出荷量の減少等が見られて、3月の1カ月間で約28億5,000万円の影響が生じている。これは試算でございますけれども、こういう影響が生じているというところがございます。

下のほうに、消費・市場価格への影響ということで、品目ごとについて少し記載しております。農産物につきましては、1つ目、2つ目にご覧いただけますように、花きですとか、マンゴー等こういったものが価格の低下、出荷の減という影響が生じております。

それから、畜産物につきましては、高価格帯の食肉、牛肉ですとか、地頭鶏、こういったものに影響が生じていて、枝肉価格ですとか、子牛価格も下落傾向になっているというところがございます。

その下、水産物につきましては、養殖魚、それから高級魚、こういったところで魚価が低下して出荷量が低下しているという影響が生じているというところがございます。

次の24ページでございますけれども、輸出への影響につきましては、牛肉は輸出量が減少していて、ブリですとか花き、これはほぼ取引が中断している状況とお伺いしております。

それから、③の外国人材の確保、それから④の農泊についても相当の影響が出ていると聞いております。

関係団体から聴取した現在の状況については、大体今御説明したとおりの状況になっているというところがございます。

次の25ページですけれども、林業・木材産業分野でございます。

こちらにつきましては、①の消費・市場価格への影響につきまして、素材、原木について影響が出ているというところがございます。素材の平均価格につきましては、昨年の10月から一応下落傾向はございましたけれども、そういった中でこのコロナ影響によりまして、今現在は3年9カ月ぶりに1万円を切るなど、下落が継続している状況になっているというところがございます。

それから製品、特用林産物についても在庫が増えていたり、生しいたけについて価格が減少傾向にあるというところがございます。それから、輸出への影響につきましては、原木輸出につきましては今年2月から中国の関係で一時的にストップしておりましたけれども、現状では新型コロナ発生前の輸出状況に戻っていると伺いしております。

次の26ページをお開きください。

こちらからが、公共交通機関の状況を記載し

ております。一番上、①のバスでございますけれども、路線バスにつきましては4月の利用者が前年同期比の50%減、高速バスが80%減という状況でございます。3つ目のポツの貸切バスでございますけれども、3月の稼働率は6%程度となっているというところでございます。

それから、②の鉄道につきましても、JR九州でございますけれども、77.7%減の落ち込みになっているというところでございます。5月いっぱいの特急列車等の運休や区間変更が行われているというところでございます。

③の航空機でございますけれども、国際線につきましては現在全て運休という状況でございます。それから、国内線につきましても1日50便あったのが、最大で12便まで減便されているという状況でございます。

次の27ページでございますけれども、上のほうに利用状況を簡単にまとめておりますけれども、4月の国内線の利用者数は対前年比で88.9%の減という状況でございます。5月はさらに90%以上の減少が見込まれているというところでございます。

それから、④フェリーにつきましては、旅客はゴールデンウィークはマイナス98%ということで、ほとんど乗っていないという状況がございました。貨物につきましては、農産物の輸送等はしっかりやっておるんですけれども、工業製品について少し減少になってきているということでございまして、今後の影響が懸念されるというところでございます。

⑤のコンテナ航路につきましては、中国航路、韓国航路とも現在のところは通常の航行となっているとお伺いしております。関係団体からの状況を少し御紹介いたしますと、タクシーにつきましては3月の輸送人員が34.6%減と、4

月、5月はさらに大きな減少になっているだろうと聞いております。それから、空港ビルにつきましても売店、レストランの売り上げはほとんどないということをお伺いしているところでございます。

次の28ページを御覧ください。

雇用の関連でございます。3月までは一番上のポツですけれども、3月の有効求人倍率につきましては1.28倍というところございましたけれども、緊急事態宣言が発出された4月以降につきましては、雇用環境は急激に、まだ数字は出ておりませんが、急激に悪化しているということが懸念されているところでございます。

それから、新規学卒者等の就職活動、採用活動、これらについても停滞しているというところでお聞きしているところでございます。これの環境も大変厳しくなりつつあるというところでございます。

以上が、新型コロナウイルス感染症による本県経済への影響でございます。

続きまして、新型コロナウイルスの感染症の経済対応方針の骨子について御説明いたします。

申し訳ございませんけれども、追加でお配りしたこの2枚紙の資料があると思います。こちらを先に御説明させていただきます。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策本部についてと記載している資料でございます。

実は、先週の5月14日にこの新型コロナウイルス感染症の緊急経済対策本部について立ち上げたところでございまして、今後はこの対策本部におきまして経済対応方針について検討していく、それを実施していくというところで位置づけたところでございます。

1の趣旨にございますように、新しい生活洋

式による感染防止対策、これと社会経済活動の両立をしっかりと進めていく段階に入ったというところがございます。今後の経済的危機事象に対応していくために全庁的な組織として、この対策本部を立ち上げたところがございます。

下のほう、推進体制を書いていますけれども、県庁内で感染症緊急経済対策本部を立ち上げまして、右のほうにございますけれども、既に4月に設置しておりました国、市町村、民間団体等で構成いたします経済雇用対策会議、こちらのほうからいろんな意見・情報を聞きながら、まずは今から御説明する方針づくりをやりたいというふうに思っております。

次のページに今後のスケジュールを書いております。まずは、中ほど5月下旬になりますけれども、今から御説明する経済対応方針の骨子を肉付けいたしまして、対応方針そのものを5月の下旬に決定いたしまして、それを踏まえて6月補正予算をつくっていききたいというふうに考えております。

当然、6月補正以降も国の2次補正の動き等々もございますので、そういった動きを踏まえながら、その次の対策にも生かしていきながら、方針の見直しが必要ならば適宜見直していくと、こういうスケジュール感でやってまいりたいと考えております。

それでは、中身のほうを御説明いたしますので、委員会資料の29ページのほうにお戻りください。

新型コロナウイルス感染症経済対応方針の骨子でございます。

副題のほうに波を打って書いていますけれども、この骨子につきましては新しい生活様式の確立と宮崎の地域経済の再始動、これに向けて当面の対策として方針を取りまとめるというも

のでございます。

上のほうに少し書いておりますけれども、国の緊急事態宣言の解除を受けまして、これからはいわゆるコロナとともに生きていく社会というように言われておりまして、そういった中で新たな経済社会の変化が生まれてくると。そういったことを踏まえながら、県内における新しい生活様式の確立と地域経済の再始動の第一歩を踏み出すために、この方針をつくっていきたいと考えております。

1の、県民生活や経済活動への影響につきましては、方針をこれから練り上げていくんですけども、その中でしっかりと現状認識が必要という認識のもと整理したものでございまして、中身は今御説明しました本県経済の影響、これを整理したものでございます。

29ページから県民生活ですとか、経済活動、30ページからは経済活動につきまして各分野ごとの現状認識を記載しております。30ページの2番のこれまでの取組でございますけれども、これまでは一応状況変化に対応して、必要な経済対策につきましては順次打ってまいりましたので、それを少し整理しております。

(1)は3月から始めました緊急的な対策ということで、新型コロナウイルス感染症の緊急対策貸付の創設、こういったものをスタートさせているというところがございます。次の31ページでございますけれども、(2)にございますように新たな本県独自の緊急支援パッケージとしまして、4月30日に93億円余りの緊急経済対策につきまして取りまとめて、現在それに基づく対策を順次進めているというところがございます。

それから、この資料には書いてございませんけれども、こちら改めて6月議会の報告という

ことになりますけれども、5月16日、先週の金曜日には可及的速やかに実施すべきものとして、8億円余でございますけれども、専決処分もさせていただきますとところでございます。

次の3番が、新しい生活様式の確立と地域経済再始動に向けた今後の方針でございます。

こちらにつきましては、国の緊急事態措置の対象外とされたことを踏まえて、本県につきましては感染者がもう長らく発生していないということで、全国に先駆けて社会経済活動の再開を図るための新たな取組を進めていく段階に入っているというところが大きな基本認識でございます。

ただ、一方で国の専門家会議の見解として、①から③にございますように、感染リスクをゼロにすることは困難だという認識等々のもと、しっかり対応しなければならないというところ、今後は第2波、第3波の襲来、こういったものをしっかりと予想しながらやっていかなければならないと、そういった認識のもと感染拡大防止の徹底と社会経済活動の両立を図っていくと、そういう必要があるということでございまして、下線を引いてございますけれども、本県が口蹄疫から再生・復興を果たした中で、県民共通の意識として高い防疫意識がございまして、そういった防疫意識を生かしながら新しい生活による感染防止対策、これを常態化、言わば標準装備化して全国に先駆けて経済の再生につなげる宮崎モデル、これによりまして新たな変化等に対応できる持続可能な社会づくりを進めていくというところを大きな基本方針として置いておるところでございます。

次の32ページがその考え方を模式化したものでございます。

33ページからが、この対策方針の一番肝の部

分になるんですけれども、今後の施策展開の方向性でございます。上2行に書いておりますように、今後、この下に書いています主な視点がございまして、早急に関係団体それから市町村等と意見交換、情報の共有化を図りながら、施策展開の方向性を整理して、肉付けして整理してまいりたいというように思っております。

現時点では、ここに書いておりの問題意識でございまして、(1)の感染防止対策の徹底、それからその下の(2)の新しい生活様式の標準装備化による経済活動の基盤づくりでございますけれども、これは経済対策そのものとはちょっと言えないかもしれませんが、コロナとともに生きていく社会の中で、この感染防止対策で医療提供体制をしっかりと整備した上で、新しい生活様式、それが県民の中に浸透していく、あるいは事業活動でこれに対応していくということが、経済活動のベースとなるという意味で(1)と(2)を柱立てしております。

次の(3)が経済の再始動に向けた取組というところでございます。まずは課題といたしましては県民の消費マインドを温める必要があると、段階的になると思っておりますけれども、県内の需要喚起をまずは始めていって、隣県、九州全体に広げていくとか、影響を受けた各産業の現状をしっかりと分析して、必要な支援策を的確に講じていくとか、そういった課題認識のもと、具体的な施策を考えてまいりたいと思っております。

(4)が、持続可能な経済・社会を目指す取組というところでございます。今回の新型コロナウイルス感染症のリスクを経験した経済、社会などがいろんな側面で変わっていくと考えておりますので、そういったものを見据えた取組をしつ

かりとやっていく必要があるんじゃないかと思っております。

都市部における人の密集のリスクがあらわれてきていますので、本県の違う角度からの新たな魅力、可能性が出てくると思いますので、そういったものを踏まえた対策もしっかりと考えていきたいというふうに思っております。

次の34ページが感染拡大の（5）ですけれど、感染拡大の収束時における取組ということで、こちらにつきましてはもう少し先の話になるかもしれませんが、感染が収まってきた段階で、スポーツ・健康を生かした施策ですとか、企業の国内回帰の動きに対応した施策ですとか、輸出の話とか、そういったものもその先には施策展開していくんだというのを皆様方にお示していきたいと考えております。

このような課題認識のもと、施策の肉付けを今後しっかりと市町村、関係団体と意見交換等を行いながら、今月下旬までにはこの方針を決定してまいりたいと考えております。

○山下委員長 執行部の説明が終わりました。

御意見、質疑がございましたら御発言をお願いいたします。

○野崎委員 それでは、御説明ありましたけれども、今回飲食業向けのプレミアム商品券の発行もありますが、先ほど説明があったように、あらゆる分野、あらゆる業種で経済的な影響を受けているということで、今回飲食業に限ってのプレミアム商品券ということですが、小売業であったり先ほどの交通関係、人の動きがないとももちろん経済が活性化しないんですけれども、今後の展開として、今助けてほしい業種っていっぱいあると思うんですが、例えば具体的に何かそういった他の各産業、業種のそういった支援策を今考えられているのか、お伺いします。

○重黒木総合政策部次長（政策推進担当） 今回、専決という形でプレミアム食事券を先行して発売させていただくことにしたところでございます。考え方としましては、今、本県の経済は非常に傷んでいる状況でございまして、特に国からも言われているのが飲食業、それから観光業、そういったところがまず第一、それから公共交通そういったところを言われておりますので、観光につきましては4月の臨時補正で3億円の予算化をして現在準備をしているところですよ。

それで、今回の食事券を6月の中旬ぐらいから、まずスタートさせていきたいというところで、まずそういったところで消費を拡大していきたいというのが先行しております。その後に、飲食以外のところも含めて県内経済、まずは県民の方々の消費喚起策、これが重要だろうと考えておりまして、そういった消費喚起を行っていくための施策を今、いろんな部署で、商工観光労働部それから農政水産部のほうも含めて考えているところでございまして、まずは観光、食事をやっていって、その先に経済全体の消費喚起策をやっていって、またその先は国の新しい2次補正等もございまして、そういった動きをみながらしっかりと検討していきたいと、そういう段階かなと思っております。

○野崎委員 ありがとうございます。今後、いろんな事業を展開されるということなんですが、展開するには裏づけとなる財源をしっかりと確保しなきゃいけないということで、大変厳しい財政状況でございまして、その財源確保とか裏づけとなる財源という面ではどうのお考えなのか、お伺いいたします。

○重黒木総合政策部次長（政策推進担当） 御指摘のとおり県で政策を打っていく中では、財

源の確保が非常に重要だと思っております。

現在、国のいわゆる地方創生臨時交付金、これが交付限度額が55億円、県単事業分で55億円というのが来ましたので、それで4月臨時補正で打った分と今回の6月補正に向けて検討する財源が一つは示されたのかなと思っております。

ただ、それだけでは足りないと思っておりますので、実は先週から地方6団体、県議会にも入っていただきまして国への要望書を取りまとめて、現在要望しているところでございまして、基本的には財源の乏しい本県に対して、いろんな意味で財源措置をしっかりとやってほしいというところ。それから臨時交付金の増額を含めてしっかりとした経済対策が地域独自の、地域の経済を見ながらしっかりとしたものができるように、臨時交付金の増額を含めた経済支援策、これについて要望していったところでございまして、こういった要望も続けながら財源確保を図って、新たな施策に充てることができるように頑張りたいというふうに考えております。

○野崎委員 国からの交付金は、必ずしっかりとらわなければいけないと思っております。前回の補正のときも財政調整基金を取り崩して、来年度どうなるか一時心配もしたところでございますから、二の矢三の矢、今回支援策を打つにあたってはしっかりと財源の確保を並行してやっていただくことを要望します。

○坂本委員 新しい生活様式について、ちょっと質問それから御意見申し上げます。

県のほうから示されております新しい生活様式を実践しましょうということで、今後、感染防止を図りながら経済の両立をさせていくということを考えたときに、今の示されている新しい生活様式では、どうしても具体的な消費活動につながりにくいというか、むしろ消費活動を

止めてしまうようなそういう内容として受け取られがちだと思っております。

今回の緊急事態宣言が解除されたときに、解除前と解除後との違いがよく分からない。余り変化が感じられないという声をたくさん聞きまして、恐らく今、飲食店さんを中心に大変冷え込んだ客足の中で、どう再開を図っていくかということを苦勞されていると思うんですけれども、いろんな商品券、食事券を発行されて施策をされていると思うんですけれども、肝心の県民の消費行動がなかなかそこに向かない。やはり一つの原因が感染防止というのを考えながらやらなきゃいけないという分かりにくさがあると思ってるんですね。

これを見ましても、例えば筋トレやヨガは自宅で動画を活用するとか、狭い部屋での長居は避ける、歌や応援は距離をとるかオンラインでやる、大皿は避けるとか、あと実践で見ますと、食事については料理に集中しておしゃべりは控え目というように記載してありまして、これからすると例えば普通に居酒屋さんに出かけていったりとか、またスポーツジムに通ったり、カラオケに行ったりというのはなかなかしづらいと思うんですね。

それで、生活様式の内容について、今後見直されて改訂されていくのか、もしくはこれと別に新しい消費活動を喚起するための行動様式というのが設定されるのか、消費行動につながるようなものをぜひ分かりやすく具体的にお示しいただければというのが、一番今感じているところです。いかがでしょうか。

○重黒木総合政策部次長（政策推進担当） 大変重要な御指摘だと思っております。我々、緊急事態宣言が解除されても、県民の方々の心というか、消費のマインドがなかなか以前のお

り御飯を食べに行きにくいとか、そういったモードになっていると思っております。

そういった中で、しっかりと新しい生活様式に対応してもらおうということが、一つ安全の担保になるんじゃないかなと思っております、その新しい生活様式についてしっかりとPRをしながら、新しい生活様式に対応したお店であれば利用しても問題ありませんよというのを、すぐには難しいかもしれませんが、粘り強くPRしながらやっていこうと思っております。

具体的には今回の食事券の事業の中では、食事券を出すだけではなくて、そういった新しい生活様式に対応するためのいろんな取組をする飲食店に対して、消毒液の配備ですとか、非接触型体温計ですとか、あるいは簡単な換気設備、こういったものを導入するための補助として最大5万円の補助を御用意して、そういったところに対応してもらおうというところ。

それから、食事券についてもそういった新しい生活様式に対応するということを宣言していただいて、そういったお店に対しては安全です。どんどん行ってくださいよ、とそういったPRをしていくというところがございます。福祉保健部のほうで飲食店等向けのガイドラインを今作っていると思います。そのガイドラインに沿った取組をしているところに、そういった補助なり食事券の対応というところを進めていきますので、そういった形で、飲食店に限らずなんですけれども、いろんな業種で国のほうで相当の関係団体に働きかけてガイドラインの設置を促しているというところがございますので、飲食店に限らずいろんな業種のガイドラインができていく中で、そのガイドラインを我々はしっかりPRする、県民の方々知ってもらう、事業

者の方々はそれに沿った取組をしっかりとやっていただくと。

そういった取組をやっていく中で、新しい生活様式の意識が県民生活の中にしっかり根付くと、そういった中で新しい消費行動が生まれていって、まずは地域から新しい需要喚起を図っていききたいと、そういう考え方のもとやっていきたいと思っております。

○井上委員 御説明聞いていて、ぜひ経済活動が活発になるようにお願いしたいなとは思いますが、マインドが高くなるには、やはり今、現実に困っているという人に早くお金が行くことなんですよね。そのスピード感が余り感じられない。それで、宮崎は最初から東京ほどはないので、状況が変わらないかということそんなことはないんですよね。状況が変わったわけですよ。状況が変わったわけだから、そして私がよく言われるのは支援策というのはいろいろお話は聞くけれども、実際相談に行っても自分が該当しないということが多過ぎるということをよく聞くわけですよ。

だから、宮崎県が出した75%の基準、減が75%ないとだめだと言われるような基準があったりとか、本当は自分も救われるんじゃないかと思った人が救われなかったりするわけだから、問題はやはりそのきめ細かさ、そして現実に支援が早く手に届くということだと思えるんですよ。手に届けば何らかの形でそこから動き始めることができる。今のままだと動かないまま、国もまだ時間かかっていますからね、実際に本当に利用できるような状況になっていくのかどうかということも本当に、まだ待ち遠し過ぎるというか、余りにもスパンが長過ぎるという感じがするわけですよ。

だから、その間を助けるのが県だったり、近

くにいる市町村だと思うんですけれどね。だから、それをどう現実を受け止めるかだと思うんですけれども、そのスピード感が余りにもなさすぎるといふ印象なんです、そこはどういうふうにお考えなんですか。

○山下商工政策課長 商工政策課でございます。

4月の臨時議会で、小規模事業者事業継続給付金というのを outsizing いただきまして、今現在対応を進めておるところでございますけれども、75%が厳しいというような御指摘、お叱りのようなお言葉も大変いただいております。この事業の策定した趣旨といたしましては、国が50%以上減収になった事業者を支える持続化給付金というのがある、これが支払いがまだなかなか進まないというのがある、これに先立ってとりあえず落ち込みが非常に大きい事業者に対して、直ちに給付しましょうということで20万円を設定したところがございます。

こちらの状況でいいますと、現在のところ商工会議所、商工会に4,101件の申し込みが来てございまして、トータル8億2,020万円になるわけでございますけれども、このうち既に支払いの処理が終わった件数が2,742件、5億4,840万円分、こちらについてはまだ全部が商工業者に渡っているわけではないんですけれども、恐らく明日、あさってまでにはこの金額が全ていくようになってございまして、最速で5月8日にお支払いをさせていただいたところがございます。

それから、休業の要請の協力金というのも outsizing いただいておりますけれども、こちらが私ども商工政策課が直接取り扱っておるんですけれども、私どものところに届いていますのが1,463件、来る都度随時審査してございまして、書類が整って支払いができるものについてはどんどん今支払いを進めておるところでございます。

すけれども、このうち678件、6,780万円分はもう既にお支払いをしたところでございます、なかなか役所の支払いが遅いというような指摘もございすけれども、来る都度なるべく早くお支払いするようにやっていきたいと考えております。

○井上委員 宮崎県の現状は、私は県議会議員だからよく分かっているわけですよ。そして、75%減になっている救える方たち、その場に倒れそうになっている人をいかに救うかという点で、宮崎県が頑張っているということについても私も理解ができます。

いずれにしても宮崎県の3%ぐらいは救われるというような状況があるということも。だから直接、人から御相談を受けたり、お話を聞くときにはそういうことを申し上げているんですよ。緊急の方たちのところに、早目にお金を出してあげたいというのが宮崎県です。問題は、国がそこができないからです。今現実に動いていないわけで、相談窓口さえまだつくられていない。どこにアクセスしたら何をどんなふうにしていただけるのかが分かっていないという現状にあるからこそ、宮崎県に対する不満があるから、私なんかみたいなのに文句言ったりされるんだと思ふんですよ。

そこは分かる。でも、総合的にやはりスピード感が大事なんですよ。そして、変わってきている、動いている、何か違うぞというふうにならない限り、消費というのは起きてこないわけですよ。消費マインドをどう高めるかっていうのがね。だから、そのときに何をどう、今度は30%の食事券、その30%というのが高いか安いかわかるとしたら、やっぱり大きな力になると思ふんですよ。6,500円のね。

市町村ごとにも、地域ごとにもよく配慮され

たものになるというように聞いていますから、そのようにしてやっていただいたほうがいいと思うんです。たくさんの方の手を打たない限りは、変わりつつあるというにはなかなか遠いわけですね。実際に仕事をやっておられる方からすると、本当に今助けてほしいけれどもそこに手が届いていないわけだから、そのスピード感をどう持たせるかなんですよね。

確かに、4,101件のうち2,742件助かっているんですよというように言われると、それはそれで数字として大きいじゃないですか、大きいからそれを宮崎県としてやった対策というのは生きていると思うんですよ。でも、大方のところは倒れてしまっただけでは遅い。それと、一般の県民が食事に行ってもいいんだとか、そしてはっきり申し上げて、事業主の方たちもこれからの仕事のあり方が変わるんだということを、今度の新しい生活様式に変わっていったとしたら、その分で変わっていかざるを得ないということもよく考えていただきたいと思います。

新たな商売も始めるだとか、いろんな工夫をしていただきたいと思うんですよ。だから、県がやろうとしていること、県が助けたいと、一緒になってやりたいと思っていること、そこがピタッとそういう事業主のところへ届くかどうかということが、ちょっと私として心配なわけですね。行けば行ったほど文句言われて、それを聞いていて、本当に切実であるがゆえに答弁できない、お答ができない。直接的なことが何も言えないということになるわけですが、こうやっていきますからね、こうしますからねということは言えたとしても、それが直接自分のところに戻ってきていないものだから、それが力になっていないというところがあると思うんですよ。マインドになっていかない。

そこまでいかないということになると思うんですけども、そこをどう早く近づけるか、スピード感をもってそこからどんなふうになれるのか、だから食事券も6月の中旬からって言われると時間的には、まだあと1年半もあるのか、みたいな感覚になってしまうわけですよ。だから、やはりやれることは徹底的に早目にやるということが大事なんじゃないかなと。アピールも大事ですよ、アピールと同時にそれをやっていただきたい。

今、知事がよくテレビとかにいっぱい出ておられてお話されている、あれはもう本当に評価したいと思いますが、だからやはり届くように、本当に消費していいんだと思わせるものをやはり作り上げてもらわないと、なかなかそれが力にならないという感じがするんですけども。皆さんによって、それが答として出るかどうか、でもできるだけ早目にというのをそれをお願いしたいところなんですけれども、そこはどうなんですかね。

○重黒木総合政策部次長（政策推進担当） おっしゃるとおりだと思っております。景気の拡大というか、景気経済の維持を図っていくためには、まずは県民の方々のそういった消費に向けたマインドというか、気持ちを上げていくところのための情報の提供のスピードとか、そういったことだろうと思っております。

我々4月の段階から、いろんな段階があると思っております。4月の段階はまだいろいろ厳しい段階でございましたので、そこではいわゆる地産地消、ジモ・ミヤ・ラブでいろんな取組、できることをやっていきたいと思いますという取組からまず始めたところがございます。

それが、今は緊急事態宣言が解除になったという段階ですので、飲みに行っても、少人数で

3密に気をつけながらなんですけれども、お食事に行きましょう、飲みに行きましょうという話をちょっとしだしたという段階が今です。恐らく今後、県外との往来自粛が解かれて、県外へ行けるようになりますよとか、その先、日本国内大丈夫になりますよとか、世界と大丈夫になりますよ。いろんな段階があると思いますので、その段階に向けてこうなっていくですよというのを、まずしっかりと予想というか、将来こうなっていくよというのをしっかり見せていながら、段階、段階になってすぐ準備ができるようにやっていくということかと思っています。

食事券につきましても、準備の関係で6月からでございますけれども、この段階で議会に御相談ができたというところで、県民の方々には食事券が出るんだと、我々もお食事に行くんだというメッセージとしては、しっかり行き渡らせることができたんじゃないかと思っています。

そのメッセージをしっかりとまずは発した上で、具体の対策として6月から食事券が出ていて、具体の消費活動につながっていくということでございますので、しっかりと事前にお知らせをしながら、対策がひょっとしたら後になるかもしれませんけれども、先にPRをしていって将来こうなっていくよというのを示しながら、経済活動の再開、段階を踏んでですけども、やっていきたいと思っております。

○井上委員 宮崎市内にある大手のスーパー、そして県内にあるJAのスーパー、ちょっと回らせてもらって見てみると、解除後のお客様の入りというのは多くなっているんですよ。確かにスーパーもすごく人手も出てきてくださっているの、たくさん買っていただけるような

状況になるのかなという思いはしています。

ただ、生活のスタイルを変えようということは、買い物のスタイルも変わっていくことなので、そののところをうまくつかまえた形での販売の方法も含めて、そこにアクセスできるようにしておいていただけたら、やはり以前に比べたらどこで食事をしたらいいのかが分からないような状況に今なっているわけだから、本当に安心安全で行っても大丈夫と言われるよう、ほかの人から見られたときに、外食しているということが罪悪感がなく外食できるようにしていないといけないわけですよ。実際うちの中で食べないといけないのかみたいな感じになっているわけだから、そのことも含めて消費マインドというのを、どういうふうにして持つか。

それと、事業主の方たちもそこどう消費者を近づけていくのか、そこができないとなかなかこれからの業界として、商工業としての成り立ちというのができないのではないかなと思って、ちょっと心配しているところなんです。だから、そこあたりを含めて、それから新商品の開発とかも含めて、もっと宮崎ならではのモデルをするならそこも含めて、これなら本当に楽しいというように思わせるようなものにしていかないといけないんじゃないのかなというふうに思うんですね。

ただ、少なくとも大手のスーパーもそれからJAのスーパーも戻ってきていることは事実だなというのはよく分かるんですけども、そこをぜひちょっとつかまえて、いわゆる商売のチャンスだと思っていただけるような状況はどうやったらつくれるのかなというふうに思うんですけれども、そこを丁寧にやってもらいたい。

○重黒木総合政策部次長（政策推進担当） おつ

しゃるとおりだと思っております。飲食店についていいますと、今回の食事券なり新しい生活様式に対応する補助事業の中で、こういった新しい生活様式に対応したお店ですよというのを、福祉のガイドラインに準じた取組をしますというのをある意味宣言してもらって、それをお食事する場所だったら店頭にも貼ってもらおうと、事業者のほうにそういう取組をお願いして、それを見た消費者の方々にはしっかり対策をとられているので、大丈夫なんだなというのを認識して入ってもらえるというのを消費者、それから事業主双方をそういった意識のもとに事業をやってもらおうというような取組からまずスタートしていきたいと思っております、それをいろんなほかの業種にもそういったガイドラインができていきますので、そういったガイドラインをしっかり対応していますというのを、分かるような形でお示していくような促し方をやっていきたいなというふうに思っております。

それから、新商品の開発につきましても今回のコロナの中でなかなか直接食べに行けないというところで、テイクアウトですとか、あるいは通信販売とか、そういったニーズがだんだん高まってきていますので、そういった通信販売等にも対応できるような新商品ですね、農産物とかですと、一次産品だと通信販売はなかなか難しいというのがありますので、それをちょっと加工品にしていくとか、そういった取組も今後必要になってくるんじゃないかなと考えているところがございますので、そういった取組も関係団体皆様とお話する中で、アイデアを出し合ってやっていければというふうに思っております。

○野崎委員 関連して細かいことなんですけれども、県の小規模の75%の給付金のやつと、聞

いたら国も多分そうだったんですけれども、今日の朝の党議で話が出たんですけれども、例えば、1月ぐらいに事業承継をした。それが対象にならなかったという話が出たんです。

ただ、内容としては、人が代わっただけで、事業所はそこにあるのに、それが、対象にならなかったという話が出て、そこは僕はあまりんじゃないかなと思っていたんですが、対象はどのように決められているのかなと。

○山下商工政策課長 事業承継の問題は、各商工会とか商工会議所からもお話があっただけで、私どもも検討しておったところなんですけれども、国の持続化給付金のスキルをそのまま使ったものですから、昨年12月までに開業しているというのが条件だったんですけれども、基本的に事業承継というのは事業体としてはずっとつながっているわけございまして、例えば親から子に移したとか、親族に移したとかいうことで、ずっと事業体としてつながっているものについては、当然給付の対象であろうということで、今日、商工会議所、商工会とも話をしまして、そういったものについてはこれから県内の各団体に通知していくということで考えております。

○野崎委員 そこも拾って連絡してしっかりカバーできるように周知徹底していただきたいなと思っております。

○前屋敷委員 関連してなんですけれども、小規模事業者事業継続給付金なんですけど、前からお話しているように、75%の線引きというのがどうかというのがありまして、これは様々な業者の皆さんからいろんな御意見をいただいているところです。

最近いただいたお話では、4月に68%だったと、75%には届いていなかったのもので申請できな

いんだと。しかしずっとこの間、いろんなイベントやら何やら中止になったりして、売り上げはどんどん下がってきているし、5月のこの連休もかなりの影響を受けているんだけど、4月までという対象になっているというようなこともありまして。しかし、これは国の持続化給付金を受けるまでのつなぎにということだという説明もするんですが、お話を聞けば本当に大変な状況というのが、もうひしひしと分かるんですよね。業者の皆さん方のお話を聞けばね。ですから、なかなか75%という線引きも厳しい状況だということもしっかり受け止めていただきたいということもあります。

そして、国の持続化給付金200万円、100万円ですけれども、これは県内での申請状況というのは、県はつかめるんですかね。オンラインでの申請ということなんですが、国へ直接なんでね。

○山下商工政策課長 75%の線引きの仕方につきましては、やはりいろいろな議論があると思います。私どもも、広く対象にできればそれに越したことはないところでございますけれども、やはり4月の当初は感染拡大防止という側面と併せて経済対策という2面を持ちながら、また限られた予算の中でやるという必要があったものですから、このような線を引かせていただいたところでございます。

国の持続化給付金でございますけれども、これもなかなかどうなっているのかというような問い合わせがうちのほうにもあるんですが、私どものほうでも全く国からの情報が来てなかったんですけれども、先週の16日に日南商工会議所でサポートセンターが開設されたところでございます。これは、国から委託を受けている事業者が、当面5月16日までに各都道府県に1カ

所以上設置するという目標に基づいて日南に設置しまして、5月末までに全国で400カ所以上、それから6月以降も順次会場を追加して全国で500カ所程度設置するというように伺っております。

現在のところ、まさに今日入った情報なんですけれども、本県内におきましては5月21日に高鍋商工会議所の会議室、それから西都商工会議所の会議室を使って2つ、それから5月22日に小林の市民総合センターの会議室、それから串間の商工会議所を使って2カ所、23日に延岡の中小企業振興センターを使って開設するというので、5月末までに県内で6カ所、そういった申請のサポートセンターができると伺っております。

それから、商工会地区に関してはキャラバン隊が派遣されて、商工会地区を順繰りに巡回しながらサポートを行っていくというように聞いております。ちなみに日南の商工会議所でございますけれども、ブースが3カ所設置されてあって、パソコンがそれぞれ置いてあって、そこに委託業者の職員の方が常駐して、申請に来られた方をお手伝いするというようなことをやっているということでございますので、これからだんだんと申請は増えていくのではないかと思います。今のところ宮崎県で何件というような情報が入ってこなくて、ちょっと今その件数は分からないところでございます。

○前屋敷委員 私も昨日、日南のサポートセンターの話聞いたところだったんですよ。昨日ですね。県内で1カ所で果たして足りるんだろうかというように思ったところだったんで、今、さらに県内6カ所に広がるということで、少し安心もしたところだったんですけれども、やはりネット環境の整っていない事業所だとか、ネッ

トをなかなか使えないという方たちにとっては、本当に必要なそういうサポートだというように思います。ぜひここで多くの申請を受け付けられるように援助もしていただきたいと思ひますし、あと国がどれだけ早く給付するかということだと思ひますけれども、それはなかなか県からどうこういうことは難しいのかも分からないんですけれども、やはり事業が継続できなければこれは元も子もないので、やはり一日も早く給付にたどり着けるように、そしてそれまでのつなぎが県の対策ですので、そこが十分に活用できるように、国の給付が延びれば当然、私は県のこの取組も延ばすことにもならないとおかしいなというふうに思ひます。今は一応6月30日までというふうになっているんですが、ここはもう検討の余地はないんですか。国の動向を見ながらだとは思ひますけれど。

○山下商工政策課長 この給付金は4月までの減収を対象にした事業ですから、そういう意味では6月までで、言うならば早く終わって、次の施策を打っていきたくて考えておりますので、当然この事業だけではございませんから、次に進んでいくために早く区切りはつけていきたくて考えております。

国の持続化給付金は、先ほど申し上げたような状況ですけれども、県も先ほど申し上げたような状況ですけれども、市町村もそれぞれ家賃補助であったりとか、給付金であったりを独自に検討されているところもありますので、こういった国、県、市町村のいろいろな取組を合算してといいますか、全体となって商工業者を支援していきたくて考えております。

○前屋敷委員 先ほど私が紹介した業者の方なんですが、68%でということ断念を余儀なくされたところなんですけれども、県の対策もこ

れだけじゃなくて次の第2の矢、第3の矢を期待しているんだというようなこともお話をされておりまして、今課長もお話になりましたが、これだけではとても対応できないというように思ひますので、ぜひこれからの施策に生かしていただきたいというふうに思ひます。

○岩切委員 こんな場で聞いていいのか分からないんですけれども、レナウンが破綻するという状況がありますけれども、県内で中堅企業以上のところで、そのような事象が観察されるような情報があれば早急に手を打っていかないと影響が大きいというように感じているんですが、いかがでしょうか。

○山下商工政策課長 東京商工リサーチの調査の内容でございますけれども、コロナ関連ということで倒産した件数が全国で153件、このうち宮崎県は1件ございまして、食料品の卸し会社が民事再生法の適用を申請したというような状況でございます。

倒産という形で、このような調査の中で分かっているのは、こういった数字なんですけれども、当然これ以外に小規模な事業者さん方が廃業しているような状況も多分あると思ひますが、ちょっと具体的な数字までは分かりませんが、非常に大きな影響を受けていると思ひます。

○岩切委員 実際そうなる前にいろいろな支援をお願いしたいと思ひます。建設業のことが特に今回は記載はないんですけれども、コロナ予防のために工事を止めたりとか聞きますが、影響はどうなんでしょうか。

○斎藤管理課長 管理課です。一応建設業関係に関しましては、今のところ公共工事では工事の一時中止が18件、業務委託、要するに設計等につきましては24件ほど、合わせて42件ぐらい

の一時中断という状況がございました。現時点で中止しているものは、工事の1件だけで、下請業者のほうで県外から技術者が来られないというようなことで、現時点では1件中止という状況でございます。

経営状況につきましては、当然公共事業ですので、あらかたうちのほうが確実にそういった事業費なりをしっかりと出しておりますので、そういった公共事業に関しては余り経営状況が厳しいという話は出てきてはいないんですが、小規模事業者、建築関係ですね、これらの方々でやはり民間建築の中でいろいろ資材が入ってこなかったりとか、売り上げが少々厳しくなっているとか、そういったところでちょっと厳しいという話はお伺いしているところでございます。

○岩切委員 重ねて申し上げます。ひとり親方という表現が適当か分かりませんが、左官業とか大工業、建設業ですね。日当をもらって日常の生活を営んでいらっしゃる方、結構いらっしゃるんですけども、そういう業態の方々のコロナによる影響というものは県土整備部なのか、商工観光労働部なのか分かりませんが、影響は出ていないのでしょうか。

○斎藤管理課長 ひとり親方、小規模事業者の方なんですけど、先ほども少し御説明したんですが、公共事業に関してはその下請に入られている場合は、今のところ、うちのほうでそういう工事で、事業がもう動かせなくなったりとか、取り止めになったりとかというケースはございませんので、そういった状況としては公共事業に関しては出ていないと考えておりますが、ただ民間事業の中でそういった小さい業者さん、いろいろ動かれているとは思っております。

そういう中で、商工のほうの貸付関係をいろいろ相談されたりとか、そういったケースは出

てきているという状況はお伺いしているところでございますが、その辺の全貌がどうなっているかまではなかなかまだつかめていないところでございます。

○岩切委員 同様の質問で、恐らく商工のほうになるのかなと思うんですけども、民需、建築件数、新規建設件数が減っているとか、材料がよそから入ってこない、国外から入ってこなくて工事ができないというのが4月ごろ話題になっていました。

そういう日々の営みが、日々の労働の結果で行われるところは、経済が止まった中でとても苦しい様子が見受けられるんですけども、実情の把握というのはどこが担って、どういう状況にあるかをお聞かせいただければありがたいんですが。

○山下商工政策課長 済みません。正確な数字というのはなかなか今把握できていないですけども、例えば住宅建設において、部材であるトイレであったりとか、流しの水回りの部材が入ってこないのではなかなか住宅の建築が進まない。これによって、関連する業者がなかなか仕事できていないというような話はずっと聞いております。

○岩切委員 どこかしっかり調査を、可能ならしていただいて、75%減ったか減らないかもなかなか把握しづらい業態かと思っておりますので、ぜひお支えをいただきたいと思っております。

話題が変わるんですけどもよろしいですか。特別定額給付金が県内に約1,000億円ほど配られる予定になっておるんですけども、もう配られ始めていますが、これに対して経済復興というような流れの中にどう位置づけていくかという議論があるかどうか。

一部は当然これまでの苦しい生活に消えてい

くというか、借りたものを返すとかそういうものは当然おありだとは思いますが、一部は消費というもので経済全体を回していただくことに使われるべきだということには思うんですが、貯金にできるだけ回していただきたいんですけれども、そういうものに対する働きかけを計画をされているというようなことはないでしょうか。

○重黒木総合政策部次長（政策推進担当）

ちょっとなかなか難しいというか、センシティブな問題かなと思っておりまして、おっしゃるとおり10万円の給付につきましては、まずは生活に困っていらっしゃる方について、それでしっかりと充てていただくというところがあると思います。一方で、公務員を含めということになるんでしょうけれども、余り、ほとんど影響のない方につきましては、もらったお金につきましてはしっかりと使っていただいて、県内の消費喚起に役立てていただくというのが一番だと思っております。それは、どういう言い方で具体的にいうのはなかなかちょっと難しいのかなという感じもしております。

ただ、10万円の定額給付金が行きわたるのもうちちょっと先だと思っているんですけれども、そういった行きわたるタイミングと県で打ち出す消費喚起策ですね、こういったもののタイミングをしっかりとあわせながら施策を構築していくというのが非常に重要かなと思っておりますので、まずはそういったところを気をつけながらやっていきたいと思っております。

○岩切委員 職種を問わず、例えば子供が2カ月ほど自宅にすることで、支出が相当に増えている実情もありますので、サラリーマン世帯、公務員世帯含めて経済的には厳しくなっているというふうには理解をしております。そういっ

た中でそういう支出増になったことに対する、また収入が減少したことに対する補填というのは、この10万円に意味としてはあるんですけれども、一方で使える部分があればしっかりと外で使っていただくんじゃないかというように思いますので、確かに表現は次長がおっしゃったように難しいとは思いますが、一番予防しなくてはならないのは、それが単なる通帳に入って眠ってしまうということだろうと思いますので、何がしかの工夫をいただきながら、県内の1,000億円、計算上1,000億円ぐらいになるんですけれども、ぜひ市中に回していただく、そういうようなことをやっていただけたらと、工夫いただけたらというように思っております。ぜひよろしくお願ひします。

最後に1点だけよろしいですか。生活様式という表現、国のほうが使って、県のほうもそれを使うんですけれども、新しい生活様式というのがずっと我が家庭には入ってきません。どういう意味だろうとって、家族といろいろやりとりをして、生活スタイルだとか、生活上のマナーだとかいう表現をすれば分かりやすいということに達しました。

外でもちょっとお話をしたら、やはり新しい生活様式ってどういうように理解すればいいか分からないと。ペーパーを見たらこういうことだということで話になるんですけれども、そういうような県民に周知をし、徹底していただくように表現すべきと思うんですけれども、この生活様式という表現にプラスして何がしかの工夫をする御予定はないか、御議論していただけないか、そういう点についていかがでしょうか。

○重黒木総合政策部次長（政策推進担当） 委

員御指摘のように、県民の方々にしっかりとこの意味が伝わるといところが一番重要かと思っております。

そういう意味で、新しい生活様式という言葉自体は、国が使っている言葉でもありますので、これはこれで生かしながらどういった伝え方ができるのか、それはしっかり検討していく必要があるんじゃないかというように思っています。いろんな媒体で、場面、場面に応じていろんなPRのものを作っていくとか、ホームページで分かりやすくやっていくとか、そういったことからかなというように思っておりまして、すぐ今違う言葉でどうこうというのは、ちょっと今すぐはないんですけれども、しっかりと大人から子供まで、事業所も含めてこういったことが必要なんだというのを伝えていくという取組はやっていきたいというように考えております。

○内田委員 プレミアム食事券発行についてですが、例えば感染対策については保健所が対応に追われて、リエゾンだったり、検体を運ぶ運送業者の委託だったり、支援というものが徐々に出てきているんですけれども、今回の給付金や商品券発行によって、商工会議所や商工会が、事務作業、人件費だったり、経費だったり大変なんじゃないかと思われる節があるんですが、もしそれらに対して支援をしていくというような考えがもしあれば、教えていただきたいと思えます。

○重黒木総合政策部次長（政策推進担当） 今回のプレミアム食事券の事業化にあたっては、実は事前に商工会議所、商工会の方々とかかなりそこあたりの事務作業について打ち合わせを重ねてきました。というのは、先行して国のいろいろな交付金ですとか、県の20万円の給付金とかそういったものが先行していて、かなり事務

負担になっている中で、引き続きこれをうまく回していくためにどうすればいいのかというところでございます。

通常ですと、こういった食事券事業につきましては、県のほうから商工会議所にお金を流して、商工会議所のほうで食事券を印刷したりとかいろんな事務を全てお願いするという形になるんですけれども、今回はなかなかその辺も難しいですので、県の方でやれる部分については全てやった上で、商工会議所のほうにお願いしていくという形にしております。具体的には、食事券の印刷につきましては県のほうで一括してやるとか、換金作業についても金融機関等とお話しながら、具体的には事務軽減の策について検討しながら進めていくというところでございますので、しっかりと地元の商工会議所、商工会と連携して地域における消費の喚起を図られるように取り組んでいくという体制を一応整えているつもりでございます。

○内田委員 もう一点、地産地消という観点からの学校給食に対しての可能性なんですけれども、これまで牛乳、お肉、野菜などの納品が中止になったということで、業界の方々が大変な状況が続いている中で、学校再開にあたっては給食に対する期待感というのがあると思うんですが、それ以外の業種の、例えば養殖業の方とか、先ほどシイタケも出てきましたけれども、県内で消費していただく学校給食だったら、消費拡大の可能性があるので、期待感がすごくあるなと感じています。給食において積極的に使っていけるような計画があるのかどうかをお聞かせいただきたいと思えます。

○愛甲農業連携推進課長 学校給食については、基本的には国のほうが手厚い助成金を出してくれるということで、その事業を積極的に活用し

たいと思っております。まずもっては、牛肉関係の助成が始まったということで、先日5月15日に高原町の小学校で供給が始まりました。今後も、年間を通してずっといろいろな県内の各小中学校を中心に供給していくというように考えております。

牛肉の次ということで、今度は魚類であったりあるいは地元の地鶏、それから高級果実、そういったものも国でいろいろと考えていただけるといってございまして、そういったものについても積極的に取り組みたいというように思っております。この中身については各市町村ともいろいろと連携をとりながら、県が基本的には事業主体になりまして、取組主体を市町村のほうにお願いしながら、やれるといいなというように思っております。

ただ、一部の品目については県が事業主体になれないものもありますので、そういうものについては事業主体となれるところと連携をしっかりととりながら、実践していくというように思っております。

○太田委員 2週間ほど前、居酒屋を経営している人から電話がありまして、申請をしたいんだがということで、本当にいらいらしているんですよね。それで、どこに行ったらいいんですかって。それは商工会議所とかそういったところできちっと教えてくれますよと。先ほどサポートセンターの話もありましたが、その人はインターネットができないということで、インターネット申請のみなんですかねというような質問だったんですよ。

いや、インターネットができない人でも、行けば親切に教えてくれますよと言って一応お話ししたんですけども、中にはもうインターネットを扱うことができないような人もいっぱい

いらっしゃると思います。県の20万円の事業とか、国の事業もそうですが、これはもうインターネットのみの申請しかできないという現実なんですかね。手書きの申請という形とかできないんですかね。

○山下商工政策課長 国の持続化給付金につきましては、インターネット申請と別途紙での申請のやり方もございます*。県の給付金や事業継続給付金につきましては、商工会議所や商工会に行ってください、対面でやりとりをしてその書類をチェックするということとなりますので、インターネットではなくて直接出向いただくこととなります。

○太田委員 実は、その方が言われたのは、電話して商工会議所に確認したら、インターネット申請をしてくださいというようなことで。その人が言われるには、私ができないのに窓口の段階で断るような雰囲気なんじゃないかと思って、物すごくいらいらして言われるんですよ。

決して、そういう不親切ということじゃないと思いますけれども、わざと断らせるように誘導しているんじゃないかという言葉も返ってきたものですから、県のほうもサポートセンターなり、いろんなところを目配りしながら今後されると思いますので、そういう誤解がないように私たちも伝えていかなければいけないし、ぜひそういう状況であれば行ってくださいということでお伝えしたいと思います。要するに、親切に、対面でできるということがいいですよ。分かりました。

○山下商工政策課長 私どものほうでも、休業要請の協力金は直でやっています、一応コールセンターのような電話を特別に開設して、問い合わせの受付をやっています、これは休業

※50ページに訂正発言あり

の協力金だけではなくて、小規模事業者の給付金であったり、場合によっては国の持続化給付金の問い合わせもお受けしておりますので、職員はできるだけ丁寧に対応するように心がけているところでございます。

また、商工会議所等にもこういったようなお話が 있습니다 という事は、随時話し合いを行っていますので、またお伝えして、丁寧に対応するようにお伝えしていきたいと思ひます。

○太田委員 最後に、コロナと共に生きていくという表題で、このコロナの問題についてはもう正解というのがなかなかなくて、皆さん方も政策を打ち出すときに大変だろうと思ひますし、私たちもどう県民に答えていったらいいのかなという感じがするわけですね。

総合政策部次長が言われたように、地産地消というところでぐっと宮崎県の底力を自らが開発して、みんなで買って力づけていこうということは本当に大事だろうと思ひますよね。そういうことを考えた場合に、これはもう要望になるかもしれませんが、知事としても国に対して要望していくというようなことがありました。

国の予算では、大方二十何億円*が赤字国債なんですよね。それはもう赤字国債を發行してでも、国民を助けないといけないという思いであればそれはやむを得ないと思ひます。ただ、将来こういった財政の形が、またインフレとか、もしくはこの二十何億*、100億円*の20億*近く赤字国債の中で、またそれは税金からいただきますよという将来のあれだったら、国民が自らの足を食っているような感じもするわけですね。

だから、東日本大震災の後、復興税制も作られましたけれども、国に対する要望のときにも、

※50ページに訂正発言あり

あれをもう少し改良すればいいんだがな、とは思ひますが、多くは述べませんが、ある程度いい形の、国民に将来負担のかからないいい形の税金の取り方というのを、ぜひ要望していただきたいなという気持ちです。

○井上委員 済みません、もう一度、もう一つだけ聞かせてください。非常に気になるのが、雇用の問題なんですけれども、現実にここに書かれている、28ページに書かれている内容すらも大変厳しい状況にあるんですけれども、その状況が具体的なものになってくると非常に社会的な不安というか、それは非常にもう考えさせられるところですよ。

派遣労働者の方やら、パートタイムの労働者の非正規のところ急激な悪化が懸念されるということも書かれているわけなんですけれども、もう一方でやはり新規学卒者の就職活動とか、企業の採用活動が停滞をしているという、こういう書き方なんですけれども、今の宮崎県の雇用の状況というんですか、これはなかなか改善に至るところまで行かないと思ひし、もう一つは新規学卒者の人たちがどのような思いをしているのかがちょっとなかなか、まだこの問題が余り表面化されていないような気がしてならないわけですよ。

この雇用の問題のところをもっと丁寧に、それによって宮崎県民はやはり企業を助けないといけないというところもあるし、お金もちゃんと使って、お金をぐるぐる回してやはり宮崎で就職できるようにしていかないといけないということについても、みんなで考える必要があるんじゃないかなというふうに思ひます。

ここに書かれているものが書かれているとおりであることには間違いはないと思ひけれども、現実には物すごく厳しい状況になっているんじゃ

ないかなというように思うわけですね。だから、その対応というのは商工観光労働部だけ一本でできるというように思いませんが、何らかの方法というのを市町村も含めて作り出していく必要というのがあるのではないかなというように思うんですけれども、そこはどうなっていますか。

○兒玉雇用労働政策課長 今の雇用のお話をいただいたところでございますけれども、まず有効求人倍率の状況で御説明をさせていただきますと、4月28日に本年3月の状況というのが公表されております。それによりますと、3月の有効求人倍率1.28倍ということになっておりまして、2月に比べて0.02ポイント減少しております。

その主な原因といたしましては、宿泊業、飲食業の分野などで求人が減少しておりまして、宿泊業、飲食業の求人数は414人ということになっておりますけれども、昨年3月と比較いたしますと171人の減少と、本年の2月と比較すると189人の減少ということになっておりまして、新型コロナウイルスの影響が出てきているのではないかなというふうに思っております。

これは、3月の状況でございますので、4月についてはさらに厳しい状況になっているというのが推測をされるところでございます。それで、先ほど委員がおっしゃいました新規学卒者の就職の関係でございますけれども、いわゆる対面方式の就職説明会というのが3月以降取りやめということになっておりまして、その関係で4月の臨時県議会におきまして、ウェブを活用した就職説明会というのをお認めいただいたところでございまして、これについては7月に実施する方向で現在進めているところでございます。

それと、県内の就職説明会、大体8月ぐらいから始まっていきますが、新型コロナの状況を見ながらということになりますけれども、3密を避けながら今のところやっていく方向で進めて、来年の就職に向けた活動に不安がないようにというような形で進めていきたいというふうに考えているところでございます。

あと高校生につきましては、これはどれぐらいの採用定数になってくるかという問題はあると思いますが、高校と企業との関係がこれまでずっと培われておりますので、こういった説明会とかそういった形ではないんですけれども、高校と企業との間で推薦とか出していく形になりますので、そこについては余り大きな影響は出てこないのではないかなというふうには思っているところでございます。

○井上委員 やはり今の現状のまま放置するという事は、ちょっとやはりよくないのではないかなというように思うんですよね。だから、県もそうですが、地方自治体が吸収できるものについてはある程度吸収するような形をとったり、大手の企業さんとか、宮崎県内の優良の企業と言われているところとかと、実際に具体的に話し合っ、できるだけ失業者とか、何も仕事を持たないで無職のままでいるということ、長続きさせるようなことがないような状況というのをできるだけ作り出していかないといけないと思うんですよ。だから、これは一工夫も二工夫もしないと、なかなか簡単に人を引き受けるということできないと思うんですよね。

市町村の中には、臨時の職員として雇って、しばらくの間でもその方を助けてあげようとか、そういうのをやっていらっしゃるところもあるんですけれども、いろんな意味で単発的なものだけではなく、やはりある意味落ち着いていく

までの間に、何らかの形を作り上げていかないと、そのまま放置しておくことが本当にいいかどうかというのは、議論に値するんじゃないかなというよう思うんですけれども、そのような考え方というか、そういう考え方は、私の考え方は甘いでしょうかね。

○兒玉雇用労働政策課長 言われるとおり、今後雇用の問題というのは厳しさを増してくるということで、うちのほうも状況を見ながら、具体的な対策というのはしっかり考えていこうというように思っております。

なお、先ほど例えば自治体のほうで人を雇ってとかそういうような話もいただいたところでございますけれども、前回4月の臨時県議会的时候にもそのようなお話を委員の方からいただいておりまして、それについてはまた採用を担当する総務部のほうにもお話をつないでいくというようなことで答弁させていただいたところでございますけれども、その点については行政改革推進室のほうにもお話はつながせていただいているところでございます。

現在、雇用調整助成金とかそういったことについて国が取り組んでおりまして、また、求職中の方に直に支援金を届けようというようなことも現在検討されているというように聞いております。今のところ解雇の動きというのは、大きな状況にはなっていないんですけれども、今後を見据えながらしっかりと対策を立ててまいりたいと思っております。

○井上委員 今度のコロナ対策全体を見てみると、やはり私たちは税金をしっかりと納めているということが大切なんです。税金がどう使われて自分たちの苦しいときに返ってくるのかということは、そこが一番重要なところで、そして私ども県議会議員はやはり納税者をたくさん

増やしていくということが仕事でもありますので、そういうことを含めて考えると、納税をきちんとできるような体制をつくるっていうことが、大変重要なんです。ここを逃すとコロナ対策も意味がないんじゃないかみたいな話になって、根本が違ってくるような気がします。

ですから、納税したものがどう自分たちの生活に返ってくるかということをきちんとしないといけないと思うんです。放置していけば放置していくほど生活保護世帯のほうが増えていって、実際に税金の使い方がバランスが悪くなる可能性というのは非常にあると思うので、ですからやはり何らかの方法というか、何らかの知恵を出し合って、どうやって自分の働いたもので生活できるようにしていくのかということは、見逃してはいけない内容ではないのかなというように思います。だから、一部分ではこういう言い方をされる方もいるんですよね。かえって苦勞して頑張って生活するより、生活保護世帯のほう安定しているではないかみたいなことをいう方もいらっしゃるんです。

そういう批判を受けると、私自身も納税者を増やしていかないといけないし、しっかりと税金を納めていただいたからこそ、今困難なときに税金がみんなのもとに使われていくんだということを、今お話をしているところなんですけれども、ですからやはり雇用の問題というのは絶対に見逃せない内容なので、これにある程度の、ある程度ではなくきちんとした議論をしている経過が私たち議員にも理解できるように、それを見せていただきたい。

行政としてあるべき姿も含めてそうですけれども、経済界と一体となって何ができるのかということを、ぜひ宮崎県としてどうできるのかということを、ここをきちんと議論していただ

けるといいなと思っっているところです。よかったら、総合政策部次長お願いしたいと思います。

○重黒木総合政策部次長（政策推進担当） 大変大きな問題というか、問題提起ありがとうございます。大きく捉えますと、今回のコロナが仮におさまったとしても、以前と同じような経済活動、あるいは産業構造が続くかどうかという、それはちょっと違って来る可能性もあると思っっています。そういう問題意識の中、本県どういうふうな産業構造を目指していって、それに対する労働のあり方をどうしていくかという、考えていくべき時期に来ていると思っっています。

短期的には、今、雇用労働政策課のほうで答弁したとおり、雇用調整助成金みたいなセーフティーネットの部分でやれている部分があるんですけれども、それ以降の部分ですね、そこについてはしっかりと議論しながらやっていく必要があると思っっていて、これまでもいわゆる産業人材の確保とか人口減少問題とか、そういったものと絡めて議論はしてきたんですけれども、いわゆる建設業ですとか、あるいは農業とか林業、水産業、あるいはICTの分野。成長する可能性があるんですけれども、どうしても人が足りないと言われている分野、県内にたくさんございます。

こういったところに雇用をどう移していくのか、そういった観点も含めてしっかりと考えて、県内全体でこういった分野についてはちょっと雇用の維持が難しくなっているというところがあれば、そこをしっかりとコーディネートして違う分野、本県が成長できる分野に人的な資源を投入していくと、そういったことも含めて少し中期的・長期的な観点も含めて検討してまいりたいというふうに思っっております。

○山下商工政策課長 済みません。1点、答弁の訂正をさせていただきたいと思っっています。

先ほど太田委員の御質問の中で、持続化給付金と県の事業継続給付金の申請の仕方について御質問がございました。持続化給付金については、インターネットで電子申請をすることになるんですけれども、その中で私、紙の申請もあるというように申し上げたんですが、電子申請のみということございまして、インターネット環境にない方とか、やり方がわからない方についてはサポートセンターに来ていただいて、そのパソコンを使ってやっていただくと。

そこに職員が常駐しているので、その職員のサポートを受けながらやっていただくということでございました。失礼いたしました。

○太田委員 分かりました。例えば、税の申告も手書きでやる人もいっぱいいらっしゃると思うんですよね。そういう根拠、所得が幾らありました、何%下がりましたっていうのも手書きのものを持ってくる人が私多いと思うんですよね。だから、これはそういう県民、国民の方もいらっしゃるということを考えたら、そのあたりもよくよく考えて、俺を辞退させようとしてこんなことをしてるのではないかというようなことにならないようにしてあげないといけないなというように思っますね。

私も訂正したいと思っますが、赤字国債の関係で、先ほど20億円程度とかいうことば使ったようですが、20兆円ですかね、訂正しておきます。

○日高委員 済みません。今、太田委員が言われましたので、私もちょっとその関係で一、二点御質問させていただきたいと思っますが、まさに今太田委員が言われたとおりで、商工会に入っている方、入っていない方で、大変困って

おられる方があります。

そこで、まず1点目お伺いしますが、県内の商工業者で商工会に入っている、入っていない、これは割合というのはどのくらいあるんでしょうか。もし分かれば結構ですが。

○山下商工政策課長 組織率ということになりますけれども、県全体でいいますと41.3%でございまして、商工会議所地区が34.3%、商工会地区が60.9%、合計で41.3%ということでございます。

○日高委員 私もいろんな方から相談を受けています。私は、東諸になりますので、人口2万5,000人ぐらいですから、綾町、国富町に地元の商工会がありますので、ほとんどもう顔見知りのところでやっています。ですから商工会さんも、商工会に入っている人と入っていない人そういうのはもうちゃんと分かっている、小さいところですから、商工会に入っていない人まで手が届いていると思っています。

ただ、相談を受けるのは、商工会に入っていないので表立って相談ができないと。困ったときだけ自分たちも利用するような、そういうことはしたくないという方が結構おられます。実際にですね。本来50%以上超えているのに、そういう気持ちがあって商工会の扉をたたけない、そういう方がおられます。県のほうに電話しますが、なかなか県のほうでも多分それは国の事業、持続化給付金の話ですね、100万円、200万円の話です。

これは、そういうことになると国の申請ですから、先ほど言われましたようにオンラインしかないですね、今は。今は書類はありませんよね。さっき太田委員が言われましたように、自分が50%以上なのに、表立って、商工会に入っていないから申請ができない。相談ができない。

そういう人なんかはもうほとんどパソコンもできない世代ですね。オンラインということ自体がわからない、そういう方たちがたくさんおられます。ですから、そういった人たちをどうやって救ってやれるかというのが、非常に大切なところだと思っています。

先ほど言ったように、小さい市町村は何とか面倒を見られますけれども、例えば宮崎市とか、そういう大きいところ、その辺は宮崎市と例えば県とかの間で、商工会でも構いませんけれども、ちゃんとフォローができるような体制を、連携をしているのかしていないのかというのをちょっとお答えできますか。

○山下商工政策課長 連携につきましては、様々な形でやっておるつもりではございます。特に商工会議所等は、私どもの事業継続給付金をお願いしている関係でありますので、しょっちゅう打ち合わせをやっているところでございます。そういった連携はやっているところでございますが、委員の御指摘がありましたように今回の給付金を事業化するにあたって、一つの課題といたしますか、問題点があるとすれば商工会の会員とか、会議所の会員でない方にどうやって周知をして、きちんと来ていただくかというのが大きな課題でありまして、そういうことに関しましては、商工会議所も非会員であっても積極的に受け入れて、新聞広告だったりいろいろな形での広報を行なって、おいでくださいというようなことに努めているつもりではございます。

国の持続化給付金に関しましては、私どももなかなかまだやり方といたしますか、商工会議所の職員も分からないものですから、これにつきましては先ほど御説明いたしましたように、サポートセンターというのが今後だんだんできて

くると思いますので、そういったことも活用しながらやっていただくことになるのかなと思っています。

○日高委員 国のほうだからということで、なかなかうまくいかないところもあろうかと思っています。ただ、そういった方たちは年間2,000円、3,000円の商工会費を納められないで、脱退されているというような方も結構おられます。ですから、本当に苦しんでいる方はそういうところでどうしようかな、誰にも相談できないって苦しんでおられる方がおられますので、ぜひその辺をまた今後とも市町村、商工会のほうとじっくりタグを組んでいただいて、そういう目に見えないところの人たちをぜひ救っていただくような、御協力をお願いしたいと思います。

イベント関係とか観光関係についてなんですけど、もう既に「まつり宮崎」、それから「えれこっちゃんみやぎ」、中止のところも出ています。恐らくこれから各市町村の花火大会、そして夏祭り、そういったところがことごとく中止になってくるのかなと思っています。いろんな形でイベント会社が今は乗り切れるけれども、この夏が回復するから何とか今乗り切ろうと必死で頑張っている人たちが、この夏の状況を見てみると、どうももうこの夏多分全滅かなというような危機感を抱いておられる方がやはりたくさんおられます。

そういうイベントに関連する企業の皆さん、それから小さいところではそういうことで生計を立てておられる出店の皆さんですね。そういった方たちもたくさんおられますので、いろんな形で県のほうも一生懸命頑張って支援をしてもらっていますが、例えばこれで第1波が終わったとしても、2波、3波がもし来なくても、この夏を乗り切れなかった人たちのための、新た

な支援の策がそこでまた出てくるんじゃないかと思っていますので、ぜひそういう人たちのところも何とかうまく支援をしていただくようお願いをしておきたいと思っています。

最後に、農業関係で一つお伺いをしたいと思っています。今回、全く予測もできないようなコロナウイルスが世界中で蔓延してしまったと。私が一番、今心配しているのは、アフリカ。これがこれから一体どうなっていくのかというのを非常に心配しています。食料のない国ですから、何かあったときには先進国が全部支援してやらないと生き延びれない、そういう国ですね。そういう国々がこれから恐らく物すごい勢いで感染者が増えてくるんじゃないかという心配もしているところですが、農業関係の部署にお伺いしたいのが、このコロナウイルスが出てきて、我が国の自給率の問題ですね、これとどのようにコロナの問題を考えておられるのか、各論でなくても総体的な考えでも構いませんので、出口に向けての考えとか、そういうのがあったらちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○殿所農政企画課長 今回のコロナウイルスの関係で今、お話のあった食料の動きというのは非常に変わってくるのではないかなと思いますし、もう一つ例えば業務用の野菜とか、そういったものがこれまで外国に依存していたものが国産回帰をしていくというような動きも考えられます。

そういった今の状況を捉えながら、今お話のありましたやはり食料自給率をどうやって高めていくかということに、あるいは県内でどうやって生産を増やしていけるのかというようなところにつなげられるような取組も含めて、このコロナ対策の中で、農政水産部としては考えていきたいと思っているところでございます。

○日高委員 最後になります。この31ページの下から2番目に、全国に先駆けて経済の再始動につながる「宮崎モデル」という文言があります。開けて32ページの下から2番目の黒いところに経済というのがありますが、この中で経済活動を再始動し、変化に対応できる新しい宮崎づくり、これが全国に先駆けてどういう具体的なものかというのは、まだ今のところは出てきていないところがあると思います。

それは、そういうイメージで考えていただくことは、非常にこれはうれしいことだと思いますが、頑張ってくださいと思うんです。ただ、じゃあこう考えたときに全国に先駆けてそれを何ができるかといったら、これは非常に難しいところがあると思います。特に観光の問題とか、そういうことになるとやはりほかのところがいっぱい有名なところがありますし、それからするとやっぱり宮崎はちょっとマイナーかなというのがあります。

ただ、やはり今食料自給の問題を言いましたけれども、全国に先駆けて何かをやれるとしたら、これは農業宮崎、だったら農業の分野が一番じゃないかと思っています。ぜひ、何かの形で全国に先駆けるような自給率を率先して、リーダーになれるような宮崎県、そういうイメージを宮崎モデルとして何とか考えていただきたいなと思います。

これは要望です。終わります。

○坂本委員 持続化給付金の申請サポート会場の件について1点だけ伺います。

先週、先々週ぐらいから、宮崎市の申請者、申請対象者の方から早くサポート会場をつくってくれという要望の話をかなり聞いておられて、県で把握していないのかという問い合わせを私のほうも受けていたんですけども、全国

で40カ所ということで、今もう既に宮崎県内6カ所の会場決まっています、このままでいくと宮崎市に置かれないのではないかと心配もあるんですね。これは県のほうから国に対して、宮崎市のサポート会場をしっかりと置くようにという、そういった申し入れというのはできないのでしょうか。

○山下商工政策課長 九州経済産業局とは情報のやりとり等しておりますので、状況を逐一把握していきたいと思っておりますけれども、この会場の設定は国から委託を受けた事業者さんが、3密とならないような広い会場が取れるところからまず探して行って、場所の設定をやっているというように聞いております。ただ、やはり宮崎県内で宮崎市がやはり大部分を占める。それはもう4分の1ぐらいは宮崎市の事業者ですので、これはやはり宮崎市でやっていただかないと、なかなか市民の方も大変だろうと思います。

県のほうでどれくらいの話が通用するか分かりませんが、経済産業局等には宮崎市での早目の設置をお願いしたいというように申し入れていきたいと思っております。

○坂本委員 繰り返しになりますけれども、かなり声としていら立ち、怒りに近い声もいただいているものですから、しっかり声を届けるということでお伝えしますけれども、ぜひ対応をよろしく願いいたします。以上です。

○前屋敷委員 雇用に関連してなんですけれども、先ほどから雇用調整助成金の話が出ていますけれども、雇用を継続させるという点では、この制度の活用をもっと進めなくてはならないと非常に強く思うんですけども、現段階では県はこの状況を把握しておられるんですか。

○兒玉雇用労働政策課長 雇用調整助成金の関

係でございますけれども、宮崎労働局のほうが管轄しておりますので、その状況をお聞きしたところ、支給申請件数でございますけれども、コロナ関連でございますまして、5月15日までで108件の申請があったということで伺っております。

このうち、支給決定が行われた件数が58件ということになっているということでございます。支給申請件数108件の業種についてでございますけれども、飲食店が38件、宿泊業が12件などということで伺っているところでございます。

○前屋敷委員 まだ、申請に対して支給が半分という状況なんですけれども、やはり雇用を維持するという点では待ったなしだと思いますので、ぜひこの制度の周知徹底あたりも、いろいろな御相談も受けているようでございますので、その辺のところはぜひ広く周知を徹底していただいて、この制度の活用を。そして今6割ですか、補償を給付するというのは、助成金の給付の割合が6割ですか。

○兒玉雇用労働政策課長 まず、広報の話でございますけれども、県のホームページを活用したり、あるいはうちのほうで労働相談窓口がありますので、その際に雇用調整助成金に関するお問い合わせをいただいておりますけれども、それに対しまして丁寧に対応させていただいているところでございます。

また、制度でございますけれども、これはどんどん拡充をされてきておりまして、通常の助成率という点では休業手当金、雇用者が出した額に対して中小企業が3分の2、大企業が2分の1ということになっておりますけれども、4月1日から6月30日までが緊急対応期間ということになっておりまして、この期間については中小企業が10分の8、大企業が3分の2ということになっておりまして、さらに雇用を維持し

ている、一人も解雇していないというようなことになると、さらに引き上げがあっておりまして、割合としましては中小企業が10分の9、大企業が4分の3という形になっているところでございます。

先ほど、前屋敷委員がおっしゃった6割というのは、企業が雇用者に対して休業する際に、最低6割出さないといけないというのがありまして、そのお話ではないかなというふうに思っております。

○前屋敷委員 分かりました。ぜひこの制度の活用をもっと図ってほしいというのが、私の思いですから、ぜひ働く人も、それから企業経営者にとっても大事なことですので、ぜひ広く周知徹底を図って活用していただけるようお願いしたいと思います。要望しておきたいと思えます。

○山下委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、ないようですのでこれで終わりたいと思います。

執行部の皆さん、御退席いただいて結構です。お疲れさまでした。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。3時から再開します。

午後2時54分休憩

午後2時59分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

それでは、協議事項（1）の「委員会の調査事項について」であります。お手元に配付の資料1を御覧ください。

1の委員会の設置目的につきましては、さきの臨時県議会で決議されたところでございますが、2の調査事項は本日の初委員会で正式に決定することとなっております。

なお、ここに記載の調査事項は、特別委員会の設置を検討する際に各会派から提案されました調査事項を参考として記載しております。調査事項は、今後1年間の活動方針を決める重要な事項であります。特別委員会の調査活動は実質6回程度しかございません。有効な提言を行うためにも、十分御議論いただきたいと思っております。

それでは、当委員会の調査事項について、また今後、具体的にどのような調査を行なっていたらよいかを含め、御意見をお願いいたします。何か意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 ないようですので、当委員会の調査事項は資料1の2調査事項のとおりだと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、そのように決定いたします。

それでは、次に協議事項の2、(2)委員会の「調査活動方針・計画について」であります。

活動計画につきましては、資料2を御覧ください。議会日程や委員長会議の結果から調査活動計画案を作成しておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響で、特に7月、8月の県内調査、10月の県外調査については、このとおりに開催すべきかどうか、検討が必要と思っておりますので、この調査活動計画案を基本にしながらも、その都度委員の皆様方に御相談を申し上げながら、また他の常任委員会、特別委員会とも調整をしながら、調査活動を進めてまいりたいと考えております。

御意見がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、今後1年間の調査活動計画については、この案を基本としてその都度委員の皆様方に御相談しながら、また他の委員会とも調整しながら実施していくことしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、そのように決定します。

それでは、協議事項(3)の「県内調査について」であります。再び資料2を御覧ください。

7月28日から29日で県北地区、8月25日から26日で県南地区の県内調査となっております。

先ほど申し上げましたとおり、このとおりに実施できるか状況を見ていく必要があるところであります。仮に、このとおりに実施となりますと、相手先との調整の時間が余りないことから、現時点での委員の皆様方の調査先の希望について御意見をお聞かせいただき、準備をさせていただきたいと思っておりますが、先ほど協議いたしました調査事項を踏まえて、県北調査、県南調査の調査先につきまして御意見等がありましたら、お願いいたします。

○内田委員 済みません、さっき伝えるべきだったと思うんですが、県内調査の中で、調査事項の3番の学校における対応の中に、放課後児童クラブを入れていただきたいと思ったんですが、学校の敷地内でやっていたりもするから。

○山下委員長 この調査事項に。放課後児童クラブを入れるということ。

○内田委員 はい。

○山下委員長 よろしいですかね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 はい。分かりました。

暫時休憩します。

午後3時5分休憩

午後3時6分再開

○山下委員長 再開いたします。

特に、御意見や御要望がないようですので、調査先につきましては正副委員長に御一任いただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、そのように正副委員長で準備を進めさせていただきます。

次に、協議事項4の「次回委員会について」であります。

先ほど協議いたしました調査事項を踏まえまして、次回の委員会の執行部の説明内容などについて、何か御意見・御要望がありましたらお願いをしたいと思います。

○前屋敷委員 地域医療の関係もあって、医師会の皆さんの意見もここで何うとか、こっちから出向くこともあるのかもとも思うんですが、相手の都合にもよりますけれども。

○山下委員長 医師会の今回の対応について意見を聞くと。

○前屋敷委員 はい。十分にそういう知見あたりも、専門的な立場で。

（「厚生常任委員会の所管になっているから」と呼ぶ者あり）

なるほどね。厚生ね。ダブりますね。

○山下委員長 その辺は、常任委員会とも相談しながらですね。

○前屋敷委員 そうですね。

○山下委員長 それでは、次回の委員会の内容につきましては、正副委員長に御一任をいただきたいと思えます。

最後になりますが、協議事項5の「その他」で何かございませんか。委員の皆様方意見があれば。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、次回の委員会は6月定例会中の6月22日月曜、午前10時からを予定しておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、以上で本日の委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後3時8分閉会

署 名

新型コロナウイルス等感染症対策特別委員会委員長 山 下 寿

